

独立行政法人等における障害者等への配慮に関する実態調査

結果報告書

令和2年12月

北海道管区行政評価局

前 書 き

我が国においては、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の所有者、管理者、占有者等は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）に基づき、当該建築物について、新たに一定規模以上の建築をしようとするときは、移動経路における段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車場の設置などを義務付けられ、それ以外の場合には、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

また、国の行政機関及び独立行政法人等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害者にとっての社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされているとともに、職員が障害者に適切に対応するために必要な要領の作成が義務付けられている。

平成 30 年度末現在の北海道内における障害者数（身体障害、知的障害及び精神障害に係る手帳交付者数の合計）は約 41 万人（人口に占める割合は 7.8%）であり、20 年度末から 10 年間で約 4 万 7,000 人増加していることなどから、障害者への配慮が求められる機会も増加していると考えられる。

当局は、北海道内の国の行政機関を対象として、平成 28 年 12 月から 29 年 4 月にかけて「国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査」を実施し、その結果、庁舎のバリアフリー化の推進、障害者に合理的な配慮を提供するための職員研修の実施、ホームページ等における障害者からの相談窓口や施設等のバリアフリー情報の公表などについて改善が図られている。

一方、北海道内には、国の行政機関と同様に、障害者差別解消法に基づき障害者への合理的な配慮の提供が義務付けられている独立行政法人等であって、障害者や不特定かつ多数の者が利用する施設を有する機関が所在しており、これらの機関においても、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組むことが期待されている。

本調査は、障害者等への配慮を推進する観点から、国の行政機関に対する調査に続き、独立行政法人等における障害者等に配慮した施設・設備の整備状況及び職員の対応に係る取組の実施状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
1	目的	1
2	調査対象機関	1
3	担当部局	1
4	実施時期	1
第2	調査の結果	2
1	障害者等に配慮した施設・設備の整備状況	2
(1)	施設・設備の建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況	4
(2)	建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検の実施状況	11
(3)	施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由	13
(4)	構造等の制約により施設・設備の改善が困難な状況を職員による介助等で解消する取組の実施状況	13
2	障害者等に配慮した職員の対応に係る取組の実施状況	100
(1)	合理的配慮の提供のための取組の実施状況	100
(2)	障害者等への配慮に係るホームページでのバリアフリー情報の提供状況	108
(3)	補助犬の受入れに係る取組の実施状況	110

図表目次

1 障害者等に配慮した施設・設備の整備状況

図表 1-① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）〈抜粋〉	16
図表 1-② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）〈抜粋〉	18
図表 1-③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）〈抜粋〉	21
図表 1-④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）〈抜粋〉	23
図表 1-⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）〈抜粋〉	30
図表 1-⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成 18 年国土交通省告示第 1496 号）〈抜粋〉	30
図表 1-⑦ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において示されている整備内容等の主なもの	31
図表 1-⑧ 建築物移動等円滑化基準のチェックリストの内容	33
図表 1-⑨ 建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況	36
図表 1-(1)-① 移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（7 機関 7 事例）	38
図表 1-(1)-② 視覚障害者移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（15 機関 16 事例）	46
図表 1-(1)-③ 便所が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（14 機関 26 事例）	61
図表 1-(1)-④ 車椅子使用者用駐車施設が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（4 機関 5 事例）	75
図表 1-(1)-⑤ 階段が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（8 機関 13 事例）	80

図表 1-(1)-⑥ エレベーターが障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（3 機関 3 事例）	88
図表 1-(1)-⑦ カウンターが障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（1 機 関 1 事例）	92
図表 1-(2)-① 建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検 の実施状況及び同基準等への適合等の状況	94
図表 1-(3)-① 施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由	96
図表 1-(3)-② 民間ビル等に入居している調査対象機関における建築物移動等円 滑化基準等に適合等していない理由の詳細	97
図表 1-(4)-① 施設・設備の構造等による制約から生ずる障壁を職員による介助 等で解消する取組の例（6 機関 3 事例）	98

2 障害者等に配慮した職員の対応に係る取組の実施状況

図表 2-(1)-① 調査対象機関が属する独立行政法人等における対応要領の制定・ 公表状況	115
図表 2-(1)-② 職員に対する対応要領の周知状況	116
図表 2-(1)-③ 職員に対し対応要領を周知していない理由	117
図表 2-(1)-④ 対応要領における職員の研修・啓発に係る記載例	118
図表 2-(1)-⑤ 職員に対する差別解消研修・啓発の実施状況	119
図表 2-(1)-⑥ 対応要領に基づく差別解消研修を実施していない理由	121
図表 2-(1)-⑦ 差別解消対応マニュアルを出先機関が独自に作成し、職員に対 し周知している例（1 機関 1 事例）	122
図表 2-(1)-⑧ 障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置状況及び相談受 付方法（連絡先）に係る情報の提供状況	123
図表 2-(1)-⑨ 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組例（14 機関 23 事例）	125
図表 2-(1)-⑩ 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組が不十分 な例（6 機関 6 事例）	129
図表 2-(2)-① 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 23 年国家公 安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号）〈抜粋〉	139
図表 2-(2)-② ホームページにおける施設・設備のバリアフリー情報の提供状況	140

図表 2-(2)-③ 施設・設備の現況について、不正確なバリアフリー情報を提供 している例（2 機関 2 事例）	141
図表 2-(2)-④ バリアフリー情報の提供内容が利用者の誤解を招く掲載内容と なっている例（2 機関 2 事例）	142
図表 2-(3)-① 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）＜抜粋＞	143
図表 2-(3)-② 「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために ～医療機関に考慮していただきたいこと～」（平成 25 年 6 月厚生 労働省社会・援護局障害保健福祉部）＜抜粋＞	144
図表 2-(3)-③ 厚生労働省が示している啓発ステッカー・啓発ポスターの例	146
図表 2-(3)-④ 補助犬の受入れに係る取組の実施状況（医療機関を除く 11 機 関）	147
図表 2-(3)-⑤ 補助犬の受入れに係る取組の実施状況（医療機関である 6 機関）	148

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、障害者等への配慮を推進する観点から、国の行政機関に対する調査に続き、独立行政法人等における障害者等に配慮した施設・設備の整備状況及び職員の対応に係る取組の実施状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象機関

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道支部北海道障害者職業センター）、
(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院・釧路労災病院）、(独) 国立病院機構（北海道医療センター・函館病院）、(独) 地域医療機能推進機構（北海道病院・札幌北辰病院）、(独) 住宅金融支援機構（北海道支店）、日本司法支援センター（札幌地方事務所・釧路地方事務所）、(株) 日本政策金融公庫（札幌支店・小樽支店・室蘭支店）、日本年金機構（札幌西年金事務所・札幌北年金事務所・函館年金事務所・小樽年金事務所）

3 担当部局

評価監視部第一評価監視官

4 実施時期

令和元年9月～令和2年12月

（実地調査：令和元年10月～12月）

第2 調査の結果

1 障害者等に配慮した施設・設備の整備状況

調査結果等	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(障害者差別解消法に基づき独立行政法人等に求められる取組等)</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定(平成28年4月1日施行)されている。</p> <p>国の行政機関や独立行政法人等(障害者差別解消法第2条第5号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、障害者差別解消法第5条の規定に基づき、社会的障壁(注)の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされている。また、国の行政機関や独立行政法人等は、障害者差別解消法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならず、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならないとされている。</p> <p>障害者差別解消法第6条第1項の規定に基づき策定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)第2の3(1)エにおいて、「合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。」とされている。</p> <p>(注) 障害者差別解消法第2条第2号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(バリアフリー法に基づき独立行政法人等を含む建築主等に求められる取組等)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)は、高齢者、障害者等(バリアフリー法第2条第1号に規定する者をいい、以下単に「障害者等」という。)の移動上及び施</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、平成 18 年 6 月に制定（同年 12 月 20 日施行）されている。</p> <p>建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者（以下「建築主等」という。）は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する特定建築物（注 1）であって、移動等円滑化（注 2）が特に必要なものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第 5 条に規定するもの（以下「特別特定建築物」という。）の床面積の合計が 2,000 ㎡以上等の一定規模（注 3）以上の建築をしようとするときは、バリアフリー法第 14 条第 1 項の規定に基づき、当該特別特定建築物を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（注 4）の構造及び配置に関するバリアフリー法施行令第 10 条に規定する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならないとされている。また、建築主等は、バリアフリー法第 14 条第 5 項の規定に基づき、上記一定規模未満の特別特定建築物や、バリアフリー法が施行された平成 18 年 12 月 20 日の前に建築された特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>加えて、国土交通省は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年 3 月 31 日国土交通省住宅局建築指導課。以下「建築設計標準」という。）を作成しており、この中で、建築物移動等円滑化基準など法令に基づく基準、設計の考え方、設計のポイントとともに、整備内容及びその具体的な実現方法を示しているほか、建築物移動等円滑化基準を表形式でまとめた建築物移動等円滑化基準のチェックリストを示している。</p> <p>（注 1） バリアフリー法第 2 条第 16 号に規定する、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。</p> <p>（注 2） バリアフリー法第 2 条第 2 号に規定する、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。</p> <p>（注 3） バリアフリー法施行令第 9 条に規定する、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計 2,000 ㎡（第 5 条第 18 号に掲げる公衆便所にあっては、50 ㎡）をいう。</p> <p>（注 4） バリアフリー法第 2 条第 18 号に規定する、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設であって、バリアフリー法施行令第 6 条で定めるものをいう。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、北海道内に事務所が所在する独立行政法人等の 50 法人のうち、特別特定建築物を有する 8 法人の 17 機関（特別特定建築物の所有者である 13 機関及び</p>	<p>図表 1-④</p> <p>図表 1-⑤</p> <p>図表 1-⑥</p> <p>図表 1-⑦</p> <p>図表 1-⑧</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>民間ビル等に入居し、その一部分を占有等している4機関)を対象として、障害者等を含む不特定かつ多数の者が利用すると考えられる経路を中心に、障害者等に配慮した施設・設備(建物及び付帯施設を含む。以下同じ。)の整備状況について調査した。</p> <p>この結果、次のとおり、施設・設備が建築物移動等円滑化基準及び建築設計標準(以下、これらを総称して「建築物移動等円滑化基準等」という。)に適合していない等の状況が17機関において71事例みられた。</p> <p>(1) 施設・設備の建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況</p> <p>ア 移動等円滑化経路</p> <p>建築主等は、バリアフリー法施行令第18条第1項の規定に基づき、建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)や車椅子使用者用便房(腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保された便房をいう。以下同じ。)、車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設ける場合、道等から利用居室等までの経路のうち、1以上を、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)にしなければならないとされている。</p> <p>建築物移動等円滑化基準等において、移動等円滑化経路に求められている構造等の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準)</p> <p>① 傾斜路又はエレベーター等を併設する場合を除き、階段又は段を設けないこと。</p> <p>② 出入口の幅は80cm以上で、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。</p> <p>③ 廊下等の幅及び敷地内の通路の幅は120cm以上とすること。</p> <p>(建築設計標準)</p> <p>① 通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない。</p> <p>杖先や車椅子のキャスター等が落ちないように、スリット等の幅は2cm以下とする。</p> <p>② 廊下等の曲がり角ごとの、分かりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。</p> <p>しかしながら、調査した17機関の施設・設備の中には、次のとおり、事務室出入口の扉が、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造となっていないものなど、移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されてい</p>	<p>図表1-⑨</p> <p>図表1-④、⑦ (再掲)</p> <p>図表1-(1)-①</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>ないものが7機関において7事例みられた。</p> <p>① 事務室出入口の扉が開き戸（前後に開閉する扉。以下同じ。）であるため、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造となっていないもの（1機関1事例：日本司法支援センター（釧路地方事務所 事例No.1））</p> <p>② 横断する排水溝の蓋の溝幅が2cmを超えて広いため、車椅子のキャスターや高齢者、視覚障害者等が使用する杖の先などが溝に落ちるおそれのあるものや、車椅子使用者が円滑に通過できないおそれのある段があるもの（4機関4事例：（独）労働者健康安全機構（北海道中央労災病院 事例No.2）、（独）国立病院機構（函館病院 事例No.3）、（独）地域医療機能推進機構（札幌北辰病院 事例No.4）、日本年金機構（函館年金事務所 事例No.5））</p> <p>③ 誘導用の表示板について、</p> <p>i) 正面玄関に向かう経路の途中にある駐車場への出入口に「歩行者出入口」と表示されているため、誤って駐車場に誘導されるおそれのあるもの（1機関1事例：（独）地域医療機能推進機構（北海道病院 事例No.6））</p> <p>ii) 民間ビル等の正面玄関から事務室に向かう経路の曲がり角ごとに誘導用の表示がないため、事務室の場所を容易に確認することができないもの（1機関1事例：日本司法支援センター（札幌地方事務所 事例No.7））</p>	
<p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路</p> <p>建築主等は、バリアフリー法施行令第21条第1項の規定に基づき、道等から案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち、1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならないとされている。</p> <p>建築物移動等円滑化基準等において、視覚障害者移動等円滑化経路に求められている構造等の主なものは、次のとおりである。</p> <p>（建築物移動等円滑化基準）</p> <p>① 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、これらを総称して「視覚障害者誘導用ブロック」という。）（注）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>（注） 「線状ブロック等」とは、バリアフリー法施行令第21条第2項に規定する、「床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」をいう。また、「点状ブロック等」とは、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する、「床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」をいう。</p> <p>② 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分</p>	<p>図表 1-④、⑦ （再掲）</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>の上端に近接する部分等には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(建築設計標準)</p> <p>① 視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法は、可能な限り標準的な方法とする。</p> <p>② 危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。</p> <p>③ 視覚障害者誘導用ブロックの機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の施設・設備の中には、次のとおり、視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないもの、敷設されているものの案内所等まで適切に誘導するものとなっていないものなど、視覚障害者移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されていないものが 15 機関において 16 事例みられた。</p> <p>① 道等から案内所等に向かう経路に視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないもの</p> <p>(7 機関 7 事例：(独) 労働者健康安全機構(北海道中央労災病院 事例No.8)、(独) 住宅金融支援機構(北海道支店 事例No.9)、日本司法支援センター(札幌地方事務所 事例No.10、釧路地方事務所 事例No.11)、(株) 日本政策金融公庫(札幌支店 事例No.12、小樽支店 事例No.13、室蘭支店 事例No.14))</p> <p>② 道等から正面玄関に向かう経路に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックが途切れているもの</p> <p>(1 機関 1 事例：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(北海道支部北海道障害者職業センター(以下「北海道障害者職業センター」という。) 事例No.15))</p> <p>③ 視覚障害者誘導用ブロックの色が周囲の床面と同系色になっているため、容易に識別できないもの</p> <p>(2 機関 2 事例：(独) 国立病院機構(北海道医療センター 事例No.16)、日本年金機構(函館年金事務所 事例No.17))</p> <p>④ 扉の位置や歩行方向の変更の必要性を予告するための点状ブロック等や、段の存在を警告するための点状ブロック等が適切に敷設されていないもの</p> <p>(3 機関 3 事例：(独) 国立病院機構(函館病院 事例No.18)、日本年金機構(札幌西年金事務所 事例No.19、函館年金事務所 事例No.20))</p> <p>⑤ 視覚障害者誘導用ブロックについて、</p> <p>i) 障害物が置かれており、視覚障害者の通行の支障となるおそれのあ</p>	<p>図表 1-(1)-②</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>るもの</p> <p>(2 機関 2 事例：(独) 地域医療機能推進機構 (北海道病院 事例No. 21)、日本年金機構 (札幌北年金事務所 事例No.22))</p> <p>ii) 一部が破損しており、視覚障害者がつまずくなど通行の支障となるおそれのあるもの</p> <p>(1 機関 1 事例：(独) 地域医療機能推進機構 (札幌北辰病院 事例No. 23))</p> <p>ウ 便所</p> <p>建築物移動等円滑化基準等において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合に求められている構造等の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準)</p> <p>① 車椅子利用者用便房を 1 以上設けること。</p> <p>② 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具 (オストメイト (注) 対応の設備。以下同じ。) を設けた便房を 1 以上設けること。</p> <p>(注) 人工肛門、人工膀胱を造設した者。</p> <p>③ 男子用小便器を設ける便所の 1 以上に、受け口の高さが 35 cm以下の小便器を 1 以上設けること。</p> <p>④ 移動等円滑化の措置がとられた便所については、その付近に当該便所があることを表示する標識を見やすい位置に設けること。</p> <p>建築物又はその敷地に当該便所の配置を表示した案内板等の設備を設けること (配置を容易に視認できる場合を除く。)</p> <p>(建築設計標準)</p> <p>① 車椅子利用者用便房内において、呼出しボタン等は腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける。</p> <p>② 1 以上の小便器には、手すりを設ける。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の施設・設備の中には、次のとおり、車椅子利用者用便房やオストメイト対応の設備が設けられていない、車椅子利用者用便房内の手すりや呼出しボタンが適切な位置に配置されていないなど、便所が障害者等の円滑な利用に配慮されていないものが 14 機関において 26 事例みられた。</p> <p>① 車椅子利用者用便房が設けられていないもの</p> <p>(3 機関 3 事例：日本司法支援センター (釧路地方事務所 事例No.24)、(株) 日本政策金融公庫 (小樽支店 事例No.25、室蘭支店 事例No.26))</p> <p>② オストメイト対応の設備が設けられていないもの</p> <p>(13 機関 13 事例：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (北海道障害者職業センター 事例No.27)、(独) 労働者健康安全機構 (北海道中央労災病</p>	<p>図表 1-④、⑤、⑥、⑦ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-③</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>院 事例No.28)、(独) 国立病院機構 (函館病院 事例No.29)、(独) 地域医療機能推進機構 (北海道病院 事例No.30)、(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.31)、日本司法支援センター (釧路地方事務所 事例No.32)、(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店 事例No.33、小樽支店 事例No.34、室蘭支店 事例No.35)、日本年金機構 (札幌西年金事務所 事例No.36、札幌北年金事務所 事例No.37、函館年金事務所 事例No.38、小樽年金事務所 事例No.39))</p> <p>③ 車椅子使用者用便房において、手すりや呼出しボタンが適切な位置に配置されていない、十分な空間が確保されていないため、車椅子使用者が円滑に利用することができないおそれのあるもの (2 機関 2 事例：(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.40)、日本年金機構 (函館年金事務所 事例No.41))</p> <p>④ 受け口の高さが 35cm 以下の男子用小便器が設けられていない、男子用小便器に手すりが設けられていないなど、障害者等が円滑に利用することができないおそれのあるもの (5 機関 5 事例：(独) 地域医療機能推進機構 (北海道病院 事例No.42)、(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.43)、日本司法支援センター (釧路地方事務所 事例No.44)、(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店 事例No.45)、日本年金機構 (札幌西年金事務所 事例No.46))</p> <p>⑤ 建物内のロビー等に設けられている案内板等に、車椅子使用者用便房等がある旨が表示されていないため、車椅子使用者用便房等が設けられていることを容易に確認することができないおそれのあるものや、多機能トイレとしての設備が設けられていないにもかかわらず、「多機能トイレ」と誤って表示されているもの (3 機関 3 事例：(独) 労働者健康安全機構 (釧路労災病院 事例No.47)、(独) 国立病院機構 (函館病院 事例No.48)、日本年金機構 (函館年金事務所 事例No.49))</p>	
<p>エ 駐車場</p> <p>建築物移動等円滑化基準等において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場に求められている構造等の主なものは、次のとおりである。 (建築物移動等円滑化基準)</p> <p>① 車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設け、その幅は 350 cm 以上とすること。</p> <p>② 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設については、その付近に当該駐車施設があることを表示する標識を見やすい位置に設けること。 建築物又はその敷地に当該駐車施設の配置を表示した案内板等の設備を設けること (配置を容易に視認できる場合を除く。)</p>	<p>図表 1-④、⑤、⑦ (再掲)</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>しかしながら、調査した 17 機関の施設・設備の中には、次のとおり、車椅子使用者用駐車施設が設けられていないもの、車椅子使用者用駐車施設の幅が 350 cm未満と狭いもの、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識が設けられていないため、車椅子使用者用駐車施設の場所を容易に認識することができないものなど、障害者等の円滑な利用に配慮されていないものが 4 機関において 5 事例みられた。</p> <p>① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていないもの (2 機関 2 事例：(株) 日本政策金融公庫 (小樽支店 事例No.50、室蘭支店 事例No.51))</p> <p>② 車椅子使用者用駐車施設の幅が 350 cm未満と狭いため、円滑に乗降することができないおそれのあるもの (1 機関 1 事例：(独) 国立病院機構 (函館病院 事例No.52))</p> <p>③ 駐車場入口や車椅子使用者用駐車施設付近に車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識等が設けられていないため、適切に誘導することができないおそれがあるとともに、積雪時に路面表示が見えなくなった場合、車椅子使用者用駐車施設であることを認識することができないおそれのあるもの (2 機関 2 事例：(独) 国立病院機構 (函館病院 事例No.53)、日本司法支援センター (釧路地方事務所 事例No.54))</p>	<p>図表 1-(1)-④</p>
<p>オ 階段</p> <p>建築物移動等円滑化基準において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段 (敷地内の通路に段を設ける場合を含む) に求められている構造等の主なものは、次のとおりである。 (建築物移動等円滑化基準)</p> <p>① 手すりを設けること。</p> <p>② 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>③ 階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の施設・設備の中には、次のとおり、階段に手すりが設けられていないもの、踏面の端部とその周囲の部分と同系色のため段を容易に識別できないものなど、階段が障害者等の円滑な利用に配慮されていないものが 8 機関において 13 事例みられた。</p> <p>① 手すりが設けられていないもの (2 機関 3 事例：(株) 日本政策金融公庫 (小樽支店 事例No.55、No.56)、日本年金機構 (札幌西年金事務所 事例No.57))</p>	<p>図表 1-④ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-⑤</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>② 踏面の端部とその周囲の部分が同系色になっているため、段を容易に識別できないもの (8 機関 8 事例：(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院 事例No.58、釧路労災病院 事例No.59）、(独) 地域医療機能推進機構（札幌北辰病院 事例No.60）、日本司法支援センター（釧路地方事務所 事例No.61）、(株) 日本政策金融公庫（小樽支店 事例No.62）、日本年金機構（札幌西年金事務所 事例No.63、札幌北年金事務所 事例No.64、小樽年金事務所 事例No.65）)</p> <p>③ 階段の上端に近接する廊下等の部分に、視覚障害者に対し警告を行うための点状ブロック等が敷設されていないもの (2 機関 2 事例：(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院 事例No.66）、(独) 地域医療機能推進機構（札幌北辰病院 事例No.67）)</p>	
<p>カ エレベーター</p> <p>建築物移動等円滑化基準等において、移動等円滑化経路を構成する、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターに求められている構造等の主なものは、次のとおりである。 (建築物移動等円滑化基準)</p> <p>① 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ② 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 ③ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の施設・設備の中には、次のとおり、エレベーターの籠内に到着する階等を音声により知らせる装置が設けられていないなど、障害者等の円滑な利用に配慮されていないものが 3 機関において 3 事例みられた。</p> <p>① 到着する階等を音声により知らせる装置が設けられていないため、視覚障害者が円滑に利用することができないおそれのあるもの (2 機関 2 事例：(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院 事例No.68）、(独) 地域医療機能推進機構（札幌北辰病院 事例No.69）) ② 制御装置に点字表示等がないため、視覚障害者が円滑に利用することができないおそれのあるもの (1 機関 1 事例：(株) 日本政策金融公庫（札幌支店 事例No.70）)</p>	<p>図表 1-④（再掲）</p> <p>図表 1-(1)-⑥</p>
<p>キ カウンター</p> <p>建築設計標準において、立位で使用するカウンター等には、上端の高さが</p>	<p>図表 1-⑦（再</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>70 cm程度の車椅子使用者用カウンター等を併せて設けること、カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm程度とすることなどが求められている。</p> <p>しかしながら、調査した17機関の施設・設備の中には、職員を呼び出すための電話が設置されたエントランスホールの受付用のカウンターの上端の高さが約90cmと高くなっており、前面が床付近まで幕板で覆われ、車椅子使用者が膝を入れるスペースもなく、車椅子使用者の円滑な利用に配慮されていないものが1機関において1事例（（独）住宅金融支援機構（北海道支店 事例No.71））みられた。</p>	<p>掲)</p> <p>図表1-(1)-⑦</p>
<p>(2) 建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検の実施状況</p> <p>バリアフリー法、バリアフリー法施行令及び建築設計標準において、建築主等による施設・設備の建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況に関する点検の実施に関して明記されている規定等はない。しかし、建築主等は、バリアフリー法第14条第2項の規定に基づき、その所有し、管理し、又は占有する一定規模以上の特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない、又は同法第14条第5項の規定に基づき、一定規模未満の特別特定建築物やバリアフリー法施行前に建築された特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、施設・設備を建築物移動等円滑化基準等に適合させるためには、まず、建築主等が自主的な点検を実施することにより当該施設・設備の実情を適切に把握することが求められるものと考えられる。</p> <p>調査した17機関における施設・設備の建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況に関する自主的な点検の実施状況をみると、次のとおり、点検を十分に実施していないため、建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の施設・設備が見落とされている状況がうかがわれる。</p> <p>① 自主的な点検を実施していないもの</p> <p>（7機関：（独）労働者健康安全機構（釧路労災病院）、（独）国立病院機構（北海道医療センター、函館病院）、（独）地域医療機能推進機構（北海道病院、札幌北辰病院）、日本司法支援センター（札幌地方事務所、釧路地方事務所））</p> <p>② 自主的な点検を実施しているものの、次のとおり、建築物移動等円滑化基準等が定められている施設・設備全般の適合状況等を網羅した点検内容となっていないもの</p> <p>i) 上部機関から指示された対象施設・設備及び項目について点検を実施しているが、点検対象施設・設備及び項目が、出入口の段差、視覚障害者誘導用ブロックの破損等の有無、車椅子使用者用便房の有無、車椅子使用者用駐車施設の有無、エレベーターの点字表示など、一部の施設・設備に係る一部の点検項目に限定されているもの</p>	<p>図表1-③（再掲）</p> <p>図表1-(2)-①</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>(8 機関：(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店)、(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店、小樽支店、室蘭支店)、日本年金機構 (札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>ii) 自ら決めた対象施設・設備及び項目について点検を実施しているが、点検対象施設・設備及び項目を、手すりの破損の有無や駐車場の路面表示など一部の施設・設備に係る一部の点検項目に限定しているもの</p> <p>(2 機関：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (北海道障害者職業センター)、(独) 労働者健康安全機構 (北海道中央労災病院))</p> <p>③ 上記①の自主的な点検を実施していない7 機関においては、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況が合計 27 事例みられた。</p> <p>また、上記②の自主的な点検の内容が一部の施設・設備に係る一部の点検項目に限定している他の 10 機関においては、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況が合計 44 事例みられ、この中には、次のとおり、点検項目が建築物移動等円滑化基準等を踏まえたものとなっていないため、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況が見落とされている例が 6 機関において 11 事例みられた。</p> <p>i) 視覚障害者移動等円滑化経路について、点検項目が視覚障害者誘導用ブロックの破損等の有無に限定されていたため、視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できるものとなっていないこと等が見落とされているもの</p> <p>(2 機関 3 事例：日本年金機構 (札幌西年金事務所 事例No.19、函館年金事務所 事例No.17、No.20))</p> <p>ii) 移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路のいずれにも該当する経路上にある出入口について、点検項目が、移動等円滑化経路としての段の有無等に限定されていたため、点検を実施した結果を踏まえ、インターホンの設置や携帯用スロープの利用などの段の通行が困難な者への対応を行っている一方で、視覚障害者移動等円滑化経路として視覚障害者が円滑に利用できるかについての点検を実施していないため、出入口に向かう経路等に視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないことが見落とされているもの</p> <p>(4 機関 4 事例：(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.9)、(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店 事例No.12、小樽支店 事例No.13、室蘭支店 事例No.14))</p> <p>iii) 車椅子使用者用便房について、点検の項目が便房の有無に限定されていたため、便房内の呼出しボタンが腰掛便座から手の届かない位置に設けられていること等が見落とされているもの</p> <p>(1 機関 3 事例：(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.31、No.40、No.43))</p> <p>iv) 職員を呼び出すための電話が設置された受付用のカウンターについて、</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>建築物移動等円滑化基準等を踏まえた点検内容としていないため、当該カウンターの上端の高さが建築設計標準に定められた 70cm 程度を満たさず、約 90cm となっていることなどが見落とされているもの (1 機関 1 事例：(独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.71))</p> <p>(3) 施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由 調査した 17 機関から、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由を聴取したところ、建築物移動等円滑化基準等の内容を承知していなかった又は理解していなかったためとしているものが 12 機関と最も多く、上部機関から示された点検の項目になかったため、建築物移動等円滑化基準等に適合等していない状況を把握していなかったとしているものも 6 機関みられるなど、各機関が建築物移動等円滑化基準等を十分理解していない状況がうかがわれる。</p> <p>また、調査した 17 機関のうち、4 機関は民間ビル等に入居しており、このうち 2 機関は、建築物移動等円滑化基準等に適合等していない状況がみられた施設・設備が、入居する民間ビル等の共用部分に係るものであるため、ビル管理者等が対応するものと考えており、対応の必要性を認識していなかったとしている (2 機関：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (北海道障害者職業センター、日本司法支援センター (釧路地方事務所))。</p> <p>これに対し、4 機関のうち、日本司法支援センター (札幌地方事務所) は、対応の必要性を認識し、管理者等と協議したものの了承を得られなかったなどとしており、対応に差がみられた。</p> <p>なお、4 機関のうち、(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店) は、上部機関の指示により、i) 通路幅や段差の有無、エレベーターへの点字表示について点検を実施し、ii) 点検の結果、改善が必要な状況がみられた場合には、借用店舗についてはビル管理者等に対応の検討を依頼し、協力が得られない場合は上部機関に連絡することとしており、上部機関が民間ビル等の共用部分について、点検やビル管理者等との協議などの対応を指示している例もみられた。</p> <p>(4) 構造等の制約により施設・設備の改善が困難な状況を職員による介助等で解消する取組の実施状況 施設・設備によっては、構造や敷地の形状などの制約により建築物移動等円滑化基準等に適合させること等が困難な場合もあると考えられるが、調査した 17 機関のうち 6 機関においては、次のとおり、職員による介助等により施設・設備の改善が困難な状況から生ずる障壁を解消する取組を行っている例がみられた。</p> <p>① 事務室のあるフロアに設置している相談室の出入口が車椅子利用者にとって狭く、円滑に通過できないおそれがあるため、来店者への対応マニュアルに、車椅子利用者が利用可能な別のフロアにある相談室に案内することを</p>	<p>図表 1-(3)-①</p> <p>図表 1-(3)-②</p> <p>図表 1-(4)-①</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>定めているもの</p> <p>(株) 日本政策金融公庫 (札幌支店)</p> <p>② 玄関前の段差にスロープ等を設けることができないため、職員を呼び出すためのインターホンを設置し、段差の通過が困難な障害者等に対しては、職員が携帯用スロープを使用して介助を行い、通過することができるよう配慮しているもの</p> <p>(株) 日本政策金融公庫 (小樽支店)</p> <p>③ エレベーター等を設けていないため、上層階に上がることが困難な車椅子使用者等に対しては、職員が1階に降りて対応することをあらかじめ決めているもの</p> <p>(日本年金機構 (札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>【課題】</p> <p>建築主等は、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、バリアフリー法に基づき、施設・設備を建築物移動等円滑化基準等に適合させること等が求められている。</p> <p>しかしながら、調査した17機関においては、移動等円滑化経路、視覚障害者移動等円滑化経路、便所、駐車場、階段などの施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況がみられた。</p> <p>これは、施設・設備を建築物移動等円滑化基準等に適合させる等のためには、建築物移動等円滑化基準等を踏まえた自主的な点検を実施することにより当該施設・設備の実情を適切に把握することが求められるところ、調査した17機関においては、点検を実施していないことや、実施している場合であっても点検対象施設・設備及び点検項目が建築物移動等円滑化基準等を十分に反映したものとなっていないことによるものとみられ、その背景としては、建築物移動等円滑化基準等を十分理解していないことや、上部機関が指示する点検が建築物移動等円滑化基準等を踏まえたものとなっていないことがあるものと考えられる。</p> <p>また、調査した民間ビル等に入居している4機関においては、共用部分の施設・設備に改善の必要がある場合に、ビル管理者等に対応の協議等を行っている機関や、上部機関から共用部分も含めた点検を実施するよう指示を受け、その結果を踏まえ、ビル管理者等に対応の検討を依頼することとしている機関がある一方で、共用部分については対応の必要性を認識していなかったとしている機関があるなど、対応に差がみられた。</p> <p>さらに、調査した17機関の中には、施設・設備の構造等の制約により建築物移動等円滑化基準等に適合させること等が困難な場合について、こうした制約から生ずる障壁を解消するため、職員による介助等の取組を行い、障害者等に配慮している例もみられた。</p> <p>以上のことから、調査した17機関においては、建築物移動等円滑化基準等に</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>ついて理解を深めるとともに、建築物移動等円滑化基準のチェックリストを活用するなどにより、建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検を実施し、実情を適切に把握することが重要である。</p> <p>また、点検の結果、把握した建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況がみられた施設・設備については適切に改善を図ることが重要であり、このうち、民間ビル等の共用部分において改善が求められる施設・設備がみられた場合には、管理者等と改善に向けての協議等を行うことも重要である。</p> <p>さらに、施設・設備の構造等の制約により改善が困難な場合には、障害者等に配慮し、職員による介助等を行うことにより、こうした制約から生ずる障壁の解消を図ることが重要である。</p> <p>なお、調査した 17 機関の上部機関においては、出先機関がこうした自主的な点検を的確に実施することができるよう、指示を行うことが望まれる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象とした独立行政法人等は、建築物のバリアフリー化を一層推進し、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 建築物移動等円滑化基準等について理解を深めるとともに、建築物移動等円滑化基準のチェックリストを活用するなどにより、建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検を実施すること。 (調査対象とした 17 機関全て)</p> <p>② 自主的な点検の結果、建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況がみられた施設・設備については、その改善を図ること。 (調査対象とした 17 機関全て)</p> <p>このうち、民間ビル等の共有部分において、建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況がみられた施設・設備については、ビル管理者等と改善に向けた協議等を行うこと。 (調査対象とした機関のうち、民間ビル等に入居している 4 機関：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道障害者職業センター）、日本司法支援センター（札幌地方事務所、釧路地方事務所）、(株) 日本政策金融公庫（札幌支店）)</p> <p>③ 施設・設備の構造等の制約により改善が困難な場合は、職員による介助等を行うこと。 (調査対象とした 17 機関全て)</p>	

図表 1-① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）〈抜
粋〉

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にの
っとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人として
その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏
まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業
者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を
理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てら
れることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること
を目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の
障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続
的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよ
うな社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和
二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する
企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政
法人をいう。

四 （略）

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に
規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設
立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その
設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六・七 （略）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な
配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対
する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に
実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」

という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3～6 (略)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）〈抜粋〉

第 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

(1) (略)

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) (略)

第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第 2 条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。（中略）

イ・ウ (略)

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第 5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施さ

れる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。(中略)

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

2 (略)

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏

りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)

<抜粋>

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四～十三 (略)

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十～二十八 (略)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の

促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三～七 （略）
- 3・4 （略）

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 （略）
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）〈抜粋〉

（特別特定建築物）

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路

九 駐車場

十 その他国土交通省令で定める施設

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあつては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜

路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。
 - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を

容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において

「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子利用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）〈抜粋〉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令を次のように定める。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便所の構造を定める件（平成 18 年国土交通省告示第 1496 号）〈抜粋〉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-⑦ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において示されている整備内容等の主なもの

<p>○ 敷地内の通路・屋内の通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には高低差を設けない。杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は 2 cm以下とする。(建築設計標準 2. 1. 1) ・ 廊下等の曲がり角ごとの、わかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。(建築設計標準 2. 4. 1、2. 13G. 1)
<p>○ 視覚障害者誘導用ブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるため、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法は、可能な限り標準的な方法とする。(建築設計標準 2. 13H. 1) ・ 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。(建築設計標準 2. 13H. 1) ・ 視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、容易に識別できるものとする。(建築設計標準 2. 13H. 1) ・ 視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を 3 枚程度、敷設する。(建築設計標準 2. 3. 1) ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい。(建築設計標準 2. 13H. 1)
<p>○ 便所</p> <p>[車いす使用者用便房] (建築設計標準 2. 7. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ・ 車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。 ・ 便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。 ・ 車いすから腰掛便座への移乗を容易にするために、手すりを設ける。腰掛便座の両側に水平、垂直に取り付ける。 ・ 便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。 ・ 呼出しボタン等は、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける。 <p>[オストメイト用設備を有する便房] (建築設計標準 2. 7. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し (洗浄ボタン・水栓を含む)、ペーパーホルダーを設ける。 <p>[その他の便房、便所・洗面所] (建築設計標準 2. 7. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 以上の小便器には、手すりを設ける。
<p>○ 駐車場 (建築設計標準 2. 2. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。 ・ 車いす使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車いす使用者用駐車施設である旨を表示する。
<p>○ エレベーター (建築設計標準 2. 6. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置

<p>に乗り場ボタン（制御装置）を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者対応の乗り場ボタンは、床から 100cm 程度とする。 ・ 主要な経路上のエレベーターのかご内には、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤（制御装置）を設ける。 ・ 乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。 ・ 点字表示等は、かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに設ける。
<p>○ インターホン（建築設計標準 2. 1. 1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられるが、設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。 ・ インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。
<p>○ カウンター・記載台・作業台・事務机等（建築設計標準 2. 13C. 1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立位で使用するカウンター等には、車いす使用者用カウンター等を併せて設ける。 ・ 高さは、カウンター等の下端の高さは 60～65cm 程度とし、上端の高さは 70cm 程度とする。 ・ カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm 程度とする。

(注) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年 3 月 31 日国土交通省住宅局建築指導課作成）に基づき、当局が作成した。

図表 1-⑧ 建築物移動等円滑化基準のチェックリストの内容

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (第 17 条)	①車いす利用者用駐車施設を設けているか(1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

・自動車車庫に設ける場合

(注) 建築設計標準(1.2.(5)チェックリスト)による。

図表1-⑨ 建築物移動等円滑化基準等への適合等の状況

調査対象機関名	建物区分	建築年次	建築物移動等円滑化基準への適合	施設・設備の区分							
				移動等円滑化経路	視覚障害者移動等円滑化経路	便所	駐車場	階段	エレベーター	カウンター	
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	民間ビル等入居	昭和61年	努力義務	—	・誘導用ブロックの途切れ(事例No.15)	・オストメイト対応設備なし(事例No.27)	—	—	—	—
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院	自機関所有	昭和30年	努力義務	・排水溝の溝幅が広い(事例No.2)	・誘導用ブロック全くなし(事例No.8)	・オストメイト対応設備なし(事例No.28)	—	・屋内階段の段が識別困難(事例No.58) ・点状ブロック等なし(事例No.66)	・音声案内装置なし(事例No.68)	—
	釧路労災病院	自機関所有	平成11年	努力義務	—	—	・便所の案内表示に不備(事例No.47)	—	・屋内階段の段が識別困難(事例No.59)	—	—
(独) 国立病院機構	北海道医療センター	自機関所有	平成22年	義務	—	・誘導用ブロックが識別困難(事例No.16)	—	—	—	—	—
	函館病院	自機関所有	昭和50年	努力義務	・段差あり(事例No.3)	・点状ブロックの敷設が不適切(事例No.18)	・オストメイト対応設備なし(事例No.29) ・便所の案内表示に不備(事例No.48)	・幅員不足(事例No.52) ・立札等なし(事例No.53)	—	—	—
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院	自機関所有	平成13年	努力義務	・案内表示が不適切(事例No.6)	・誘導用ブロック上に障害物あり(事例No.21)	・オストメイト対応設備なし(事例No.30) ・受け口の低い小便器なし(事例No.42)	—	—	—	—
	札幌北辰病院	自機関所有	平成2年	努力義務	・段差あり(事例No.4)	・誘導用ブロックが破損(事例No.23)	—	—	・屋内階段の段が識別困難(事例No.60) ・点状ブロック等なし(事例No.67)	・音声案内装置なし(事例No.69)	—
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店	自機関所有	昭和61年	努力義務	—	・誘導用ブロック全くなし(事例No.9)	・オストメイト対応設備なし(事例No.31) ・車椅子使用者用便所の設備に不備(事例No.40) ・受け口の低い小便器なし(事例No.43)	—	—	—	・受付台が高い等(事例No.71)
日本司法支援センター	札幌地方事務所(法テラス札幌)	民間ビル等入居	平成31年	努力義務	・案内表示が不十分(事例No.7)	・誘導用ブロック全くなし(事例No.10)	—	—	—	—	—
	釧路地方事務所(法テラス釧路)	民間ビル等入居	昭和63年	努力義務	・事務室の扉が開き戸(事例No.1)	・誘導用ブロック全くなし(事例No.11)	・車椅子使用者用便房なし(事例No.24) ・オストメイト対応設備なし(事例No.32) ・受け口の低い小便器なし(事例No.44)	・立札等なし(事例No.54)	・屋外階段の段が識別困難(事例No.61)	—	—

調査対象機関名	建物区分	建築年次	建築物移動等円滑化基準への適合	施設・設備の区分							
				移動等円滑化経路	視覚障害者移動等円滑化経路	便所	駐車場	階段	エレベーター	カウンター	
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	民間ビル等入居	昭和41年、46年	努力義務	—	・誘導用ブロック全くなし(事例No.12)	・オストメイト対応設備なし(事例No.33) ・受け口の低い小便器なし(事例No.45)	—	—	・制御装置に点字表示等なし(事例No.70)	—
	小樽支店	自機関所有	昭和51年	努力義務	—	・誘導用ブロック全くなし(事例No.13)	・車椅子使用者用便房なし(事例No.25) ・オストメイト対応設備なし(事例No.34)	・車椅子使用者用駐車施設なし(事例No.50)	・屋内階段に手すりなし(事例No.55) ・屋外階段に手すりなし(事例No.56) ・屋外階段の段が識別困難(事例No.62)	—	—
	室蘭支店	自機関所有	昭和41年	努力義務	—	・誘導用ブロック全くなし(事例No.14)	・車椅子使用者用便房なし(事例No.26) ・オストメイト対応設備なし(事例No.35)	・車椅子使用者用駐車施設なし(事例No.51)	—	—	—
日本年金機構	札幌西年金事務所	自機関所有	昭和61年	努力義務	—	・点状ブロック等の敷設が不適切(事例No.19)	・オストメイト対応設備なし(事例No.36) ・小便器に手すりなし(事例No.46)	—	・屋外階段に手すりなし(事例No.57) ・屋外階段の段が識別困難(事例No.63)	—	—
	札幌北年金事務所	自機関所有	昭和59年	努力義務	—	・誘導用ブロック上に障害物あり(事例No.22)	・オストメイト対応設備なし(事例No.37)	—	・屋外階段の段が識別困難(事例No.64)	—	—
	函館年金事務所	自機関所有	昭和55年	努力義務	・排水溝の溝幅が広い(事例No.5)	・誘導用ブロックが識別困難(事例No.17) ・点状ブロック等の敷設が不適切(事例No.20)	・オストメイト対応設備なし(事例No.38) ・車椅子使用者用便房の設備に不備(事例No.41) ・便所の案内表示に不備(事例No.49)	—	—	—	—
	小樽年金事務所	自機関所有	昭和56年	努力義務	—	—	・オストメイト対応設備なし(事例No.39)	—	・屋外階段の段が識別困難(事例No.65)	—	—
該当機関数の合計				7	15	14	4	8	3	1	
該当事例数の合計				7	16	26	5	13	3	1	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「建築物移動等円滑化基準への適合」欄は、バリアフリー法第14条第1項の規定に基づき、同法が施行された平成18年12月20日以降に建築(増築、改築、用途変更を含む。)された部分の床面積が2,000㎡以上であるものを「義務」、それ以外を「努力義務」と整理した。

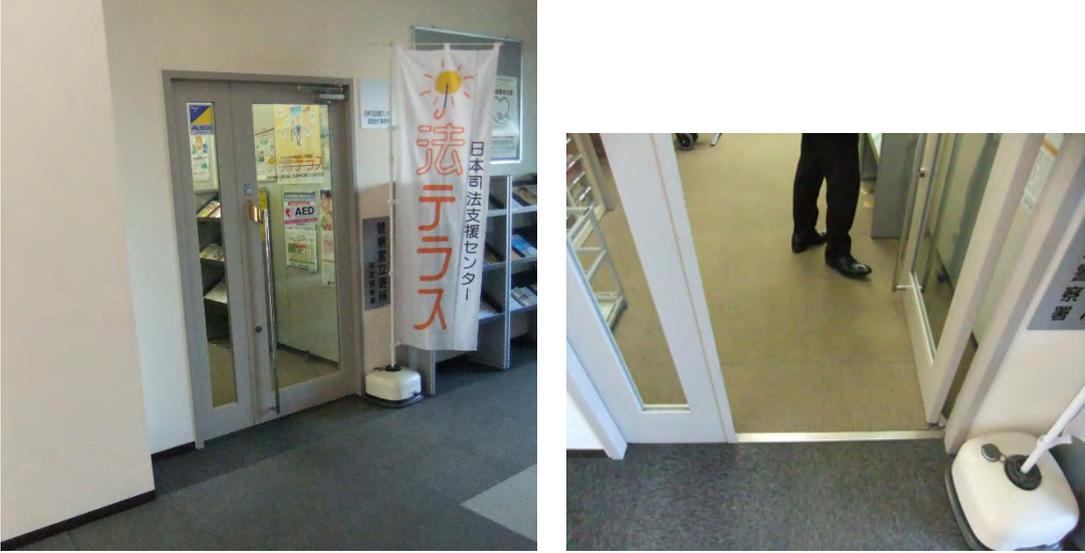
3 本表において、建築物移動等円滑化基準に適合していない事例はゴシック体、建築設計標準を満たしていない事例は明朝体で表記した。

なお、建築物移動等円滑化基準の規定のみでは適合しているか否かの判断が困難なものについては、建築設計標準の該当箇所に係る記載内容も参考にして同基準に適合しないとした場合も、ゴシック体で表記した。

4 本表において、「視覚障害者誘導用ブロック」は「誘導用ブロック」と略した。

5 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表1-1)-① 移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（7機関7事例）

事例No.	1	項細目	1-1)-ア
件名	事務室出入口の扉が開き戸であるため、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造となっていないもの		
調査対象機関名	日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）		
建物（建築年次）	民間ビル等入居（昭和63年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第18条第2項第2号において、移動等円滑化経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすることと規定されている。</p> <p>【問題点】 事務室出入口の扉が、車椅子使用者にとって容易に開閉できない開き戸となっている。</p>		
			
調査対象機関の見解等	事務室出入口の開き戸が車椅子使用者にとって開閉することが困難であることは認識しているものの、建築物移動等円滑化基準を十分に理解しておらず、出入口の戸に車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造が求められていることについては、認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	2、5	項細目	1-(1)-ア
件名	移動等円滑化経路上を横断する排水溝の蓋の溝幅が広いため、車椅子のキャスターや高齢者、視覚障害者等が使用する杖の先などが落ちるおそれのあるもの		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院 (昭和 30 年) (No.2) 日本年金機構函館年金事務所 (昭和 55 年) (No.5)		
事例内容	【建築物移動等円滑化基準等】 建築設計標準 2.1.1 (敷地内の通路の設計標準) において、杖先や車椅子のキャスター等が落ちないように、排水溝等の蓋のスリット等の幅は 2cm 以下とされている。		
	【問題点】 i) 北海道中央労災病院の車椅子利用者用駐車施設から敷地内の横断歩道を経て建物出入口 (正面玄関) に向かう移動等円滑化経路の途中にある排水溝及び敷地内の通路が公道と接する部分にある排水溝、 ii) 函館年金事務所の敷地出入口付近にある排水溝について、いずれも蓋の溝幅が 2cm を超えて広いため、車椅子のキャスターや高齢者、視覚障害者等が使用する杖の先などが落ちるおそれがある。		
	  <p>正面玄関に向かう経路の途中にある排水溝 (北海道中央労災病院)</p>		
	  <p>敷地出入口付近に設置されている排水溝 (函館年金事務所)</p>		

<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>① 北海道中央労災病院 建築物移動等円滑化基準等を承知しておらず、また、これまで排水溝の蓋の溝に車椅子のキャスターや杖の先が落ちたという苦情等もなかったため、上記問題点についての認識はなかった。 なお、車椅子使用者等に介助者（運転者）がいる場合は、正面玄関前の車寄せで乗降させることができ、また、単独で来訪した場合でも、駐車場整理員を配置している月曜日から金曜日の7時30分から12時30分までの時間帯については、駐車場整理員が誘導等を行うため、安全が確保されている。</p> <p>② 函館年金事務所 本部からの指示に基づき、毎月、サービス実施項目確認リストに基づく点検を実施しているが、同リストには排水溝の蓋の溝幅に関する項目は設けられていないため、点検で確認しておらず、上記問題点についての認識はなかった。</p>
<p>備考</p>	<p>北海道中央労災病院の見解等は上記のとおりであるが、平日の午後及び土日祝日は駐車場整理員が不在となるため、不在の間における車椅子使用者等の利用に配慮すべきであると考えられる。</p>

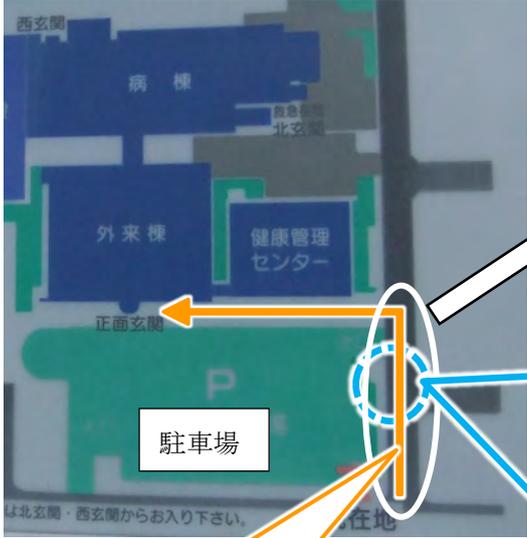
(注) 当局の調査結果による。

事例No.	3	項細目	1-(1)-ア
件名	車椅子使用者用駐車施設から正面玄関に向かう移動等円滑化経路上に段があるため、車椅子使用者が円滑に通過できないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 国立病院機構函館病院		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和50年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第18条第2項第1号において、移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーター等を併設する場合を除く。)と規定されている。</p> <p>【問題点】 車椅子使用者用駐車施設から建物出入口(正面玄関)に入るには、当該出入口に向かって設置されている移動等円滑化経路の歩行者用通路を使用する必要があるところ、同通路の縁石が駐車場の路面よりも約5cm高く、段差になっており、車椅子使用者がこの段差を円滑に通過することが困難であることから、段差を回避するために車路上を大きく回りこんで通行せざるを得ないなど危険な状況となっている。</p>		
調査対象機関の見解等	<p>車椅子使用者は介助者同伴で来院することが多いと考えられ、これまで歩行者用通路の段差の解消等を求める申出等も寄せられていなかったため、上記問題点については認識していなかった。</p> <p>なお、駐車場内にある管理室に誘導員を配置しているため、利用者から介助等の申出を受けた場合は、対応することが可能である。</p>		
備考	<p>国立病院機構函館病院の見解等は上記のとおりであるが、夜間及び土日祝日は誘導員が不在となるため、不在の間における車椅子使用者の利用に配慮すべきであると考えられる。</p>		

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	4	項細目	1-(1)-ア
件名	公道から正面玄関に向かう移動等円滑化経路上を横断する排水溝の蓋が路面から約3cm沈下しているため、車椅子使用者が円滑に通過できないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 地域医療機能推進機構札幌北辰病院		
建物(建築年次)	自機関所有(平成2年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第18条第2項第1号において、移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーター等を併設する場合を除く。)と規定されている。</p> <p>また、建築設計標準2.1.1(敷地内の通路の設計標準)において、敷地内の通路や傾斜路とそれらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けないこととされている。</p> <p>【問題点】 公道から建物出入口(正面玄関)に向かう移動等円滑化経路を横断する排水溝の蓋が路面から約3cm沈下しているため、車椅子使用者が円滑に通過できないおそれがある。</p>		
調査対象機関の見解等	敷地内の通路の状況については、施設管理を担当する職員が清掃を兼ねて行う一日一回の巡回の際に確認しているが、施設・設備の点検の項目や修繕を行う基準などを明確化していなかったため、上記問題点については認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	6	項細目	1-(1)-ア
件名	正面玄関に向かう移動等円滑化経路の途中にある駐車場への出入口に「歩行者出入口」と表示されているため、誤って駐車場に誘導されるおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 地域医療機能推進機構北海道病院		
建物(建築年次)	自機関所有(平成13年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 建築設計標準 2.13G.1(案内表示)において、廊下等の曲がり角ごとの分かりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましいとされている。</p> <p>【問題点】 建物出入口(正面玄関)に向かう移動等円滑化経路の屋根付き歩行者用通路の途中にある駐車場の出入口には、「駐車場出入口」ではなく「歩行者出入口」と表示されているため、正面玄関に向かおうとする歩行者が誤って駐車場に誘導されるおそれがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>矢印のとおり通行すると、歩行者用通路のみを通過して正面玄関に至る。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>屋根付き歩行者用通路</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>歩行者を駐車場に誘導するおそれのある「歩行者出入口」と表示された看板</p> <p>(奥側: 駐車場、手前側: 歩行者用通路)</p> </div> </div>		
調査対象機関の見解等	当該表示の詳細な設置経緯、目的等は不明であるが、駐車場に停車した後、何らかの理由により徒歩で病院の敷地外に出た者が正面玄関前の通路まで迂回することなく駐車場に戻ることが可能な出入口である旨を示すものとして、設置したのではないかと推測する。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	7	項細目	1-(1)-ア
件名	民間ビル等の正面玄関から事務室までの移動等円滑化経路の曲がり角ごとに誘導用の表示がないため、事務室の場所を容易に確認することができないもの		
調査対象機関名	日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）		
建物（建築年次）	民間ビル等入居（平成31年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>建築設計標準 2.13G.1（案内表示）において、廊下等の曲がり角ごとの分かりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましいとされている。</p> <p>【問題点】</p> <p>民間ビル等の1階に入居しており、事務室は当該ビル等の出入口（正面玄関）から進み、まず右折し、次に左折、さらに右折した先にあるが、左折する地点には事務室への誘導用の表示（立札）があるものの、最初に右折する地点には誘導用の表示がないため、事務室の場所を容易に確認することができない状況となっている。</p>		
	<p>(上図の写真①)</p> <p>(上図の写真②)</p>		



(上図の写真③：法テラス札幌の事務室の方向を示す立札)

調査 対象 機関 の見 解等	当該民間ビル等への入居に際して、来訪者を円滑に誘導するためには、通路上に複数の誘導用の表示（立札等）が必要であると認識し、現在ある立札以外に、正面玄関から進み、最初に右折する位置にも立札等が必要と考え、ビル管理者等と協議したが、了承が得られなかったため、現在の箇所のみ立札を設置することとなった。
備考	

(注) 当局の調査結果による。

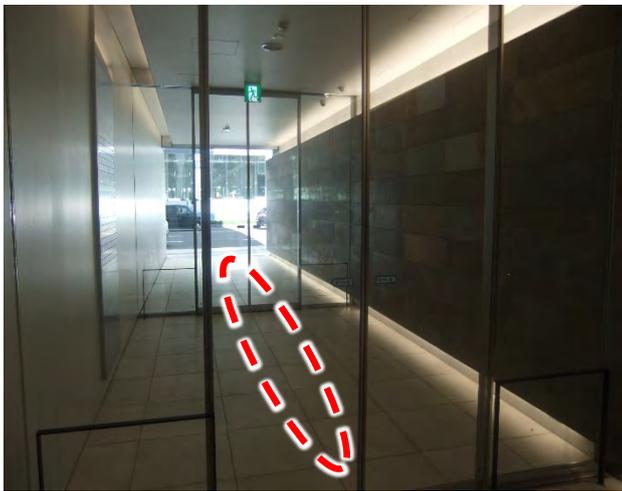
図表1-(1)-② 視覚障害者移動等円滑化経路が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例
(15機関16事例)

事例No.	8～14	項細目	1-(1)-イ
件名	公道から建物内の案内所等に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に、視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	<p>【自機関所有】</p> <p>(独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院 (昭和 30 年) (No.8)</p> <p>(独) 住宅金融支援機構北海道支店 (昭和 61 年) (No.9)</p> <p>(株) 日本政策金融公庫小樽支店 (昭和 51 年) (No.13)</p> <p>同 室蘭支店 (昭和 41 年) (No.14)</p> <p>【民間ビル等入居】</p> <p>日本司法支援センター札幌地方事務所 (法テラス札幌) (平成 31 年) (No.10)</p> <p>同 釧路地方事務所 (法テラス釧路) (昭和 63 年) (No.11)</p> <p>(株) 日本政策金融公庫札幌支店 (昭和 41 年、46 年) (No.12)</p>		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項及び第 2 項において、i) 道等から案内設備又は案内所までの経路の一つを視覚障害者移動等円滑化経路とすること、ii) 視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック (線状ブロック等及び点状ブロック等) を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導することと規定されている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>いずれも公道から建物出入口 (正面玄関) を経て、建物内の受付窓口 (案内所等) に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に、視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないため、視覚障害者が正面玄関等の位置を認識することができないおそれがあるとともに、建物内まで円滑に通行することができない状況となっている。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市道から正面玄関に向かう経路</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">正面玄関方向</p> <p style="text-align: center;">市道方向</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(北海道中央労災病院)</p>		



敷地内：開き戸付近

(住宅金融支援機構北海道支店)



(法テラス札幌)



注) ビルに面する公道には、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているが、写真の赤丸部分等に、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないため、当該民間ビル等の正面玄関を容易に認識することができない状況となっている。



建物内：開き戸付近

(法テラス釧路)



(日本政策金融公庫札幌支店)

正面玄関



正面玄関方向

エレベーター方向



(日本政策金融公庫小樽支店)



注) 正面玄関の横には、職員を呼び出すためのインターホンが設置されているが、当該インターホンまでの経路にも視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



(日本政策金融公庫室蘭支店)



注) 正面玄関横の夜間出入口には、職員呼出し用のインターホンが設置されているが、当該インターホンまでの経路にも視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。

調査 対象 機関 の見 解等	<p>① 北海道中央労災病院、住宅金融支援機構北海道支店 バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準において、視覚障害者移動等円滑化経路上に視覚障害者誘導用ブロックの敷設が求められていることについては、承知していなかった。</p> <p>② 法テラス札幌 入居している民間ビル等の正面玄関から事務室に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとされていることは、認識している。 しかし、当該経路上に、事務室まで誘導するための表示（立札。No.7 参照）を設置しようとした際、ビル管理者等から設置する表示の数や場所について厳しい制限がなされた経緯があり、視覚障害者誘導用ブロックを設置することについてビル管理者等の許可を得ることは困難であると判断し、上記の場所への視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、ビル管理者等に対し協議等を行っていない。</p> <p>③ 法テラス釧路 入居している民間ビル等の共用部分の管理はビル管理者等が行っているため、これまで公道から事務室までの視覚障害者の誘導については、意識していなかった。</p> <p>④ 日本政策金融公庫札幌支店 障害者差別解消法の施行に合わせ、本店から、障害者の来店を想定した通路等の点検が指示されたものの、視覚障害者の来店を想定した点検項目は、エレベーターへの点字表示のみとされていたため、ビル管理者等が管理する敷地内及び建物内の経路について、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要性については、認識していなかった。</p> <p>⑤ 日本政策金融公庫小樽支店、室蘭支店 バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準において、道等から案内所（受付）までの経路の一つ以上を視覚障害者移動等円滑化経路とし、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとされていることを承知していなかった。 また、障害者差別解消法の施行に合わせ、本店から、障害者の来店を想定した通路等の点検が指示されたものの、視覚障害者の来店を想定した点検項目は、エレベーターへの点字表示のみとされていたため、エレベーターが設置されていない支店では、視覚障害者の来店を想定した経路の点検を行う必要性については認識していなかった。</p>
備考	

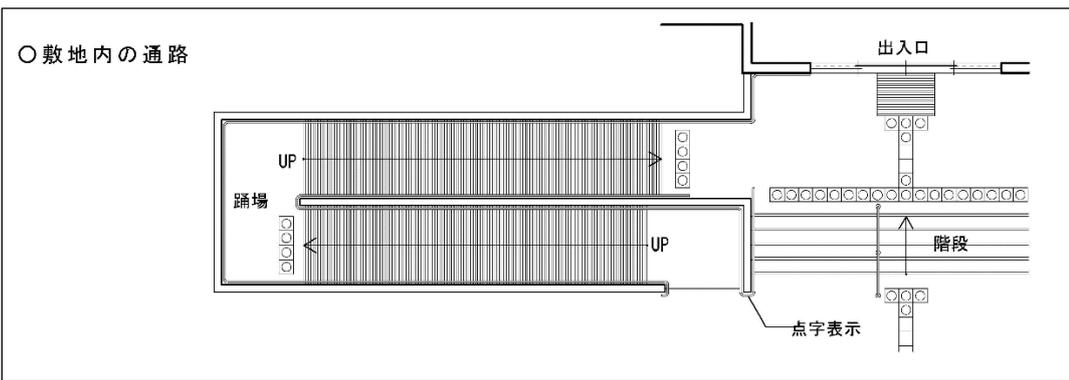
(注) 当局の調査結果による。

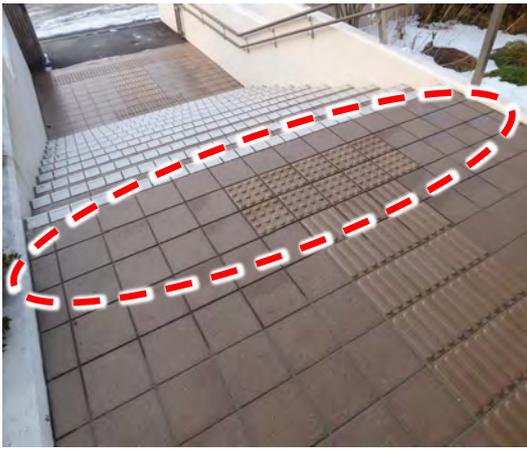
事例No.	15	項細目	1-(1)-イ
件名	公道から民間ビル等の正面玄関に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックが途切れているもの		
調査対象機関名	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センター		
建物(建築年次)	民間ビル等入居(昭和61年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第21条第2項において、視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等)を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導することと規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センターは、民間ビル等の一部を所有するとともに、作業室として使用している一室を占有している。</p> <p>公道から当該ビル等の出入口(正面玄関)付近にあるスロープの上端までの間には、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているものの、スロープの上端から正面玄関の自動扉までの間には視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>		
			<p>左写真の正面玄関まで視覚障害者誘導用ブロックによる誘導が行われていない。</p>
	(敷地内：自動扉付近)	(敷地内：スロープ上端)	
調査対象機関の見解等	ビルの共用部分のバリアフリー化については、ビル管理者等が対応しているものと認識しており、また、点検も、自機関が所有又は占有する部分のみについて行っていたため、共用部分は点検の対象外としていた。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	16	項細目	1-(1)-イ
件名	視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できず、視覚障害者が敷地入口から建物出入口まで円滑に移動できないおそれのあるもの		
調査対象独立行政法人等名	(独) 国立病院機構北海道医療センター		
建物(建築年次)	自機関所有(平成22年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第21条第2項において、i) 視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等)を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導すること、ii) 敷設する視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別可能なものとする事と規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>敷地入口から建物出入口(正面玄関)に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについて、周囲の床面との色の明度等の差が小さく、同系色になっているため、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別できず、正面玄関まで円滑に移動できないおそれがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(敷地入口から建物出入口までの経路に敷設された視覚障害者誘導用ブロック)</p>		
調査対象機関の見解等	視覚障害者誘導用ブロックは以前から設置しているものであるが、建築物移動等円滑化基準等を十分に理解しておらず、視覚障害者誘導ブロックが容易に識別できるか、視覚障害者の誘導に支障がないかどうかという視点で点検を実施したことがなかったため、上記問題点については認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

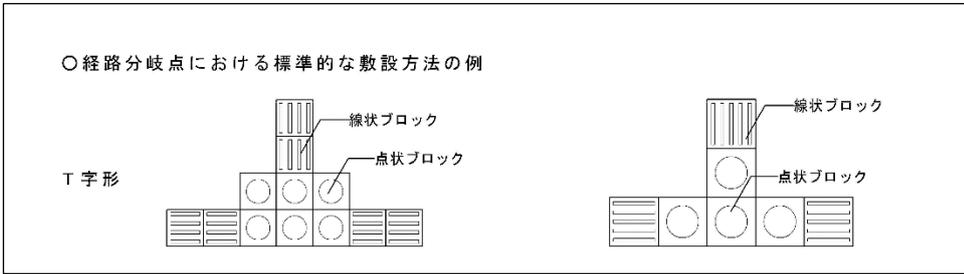
事例No.	17、20	項細目	1-(1)-イ
件名	① 視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できず、視覚障害者が敷地入口から建物出入口まで円滑に移動できないおそれのあるもの (No.17) ② 階段の幅に比して、点状ブロック等の敷設幅が狭く、視覚障害者への警告が不十分なもの (No.20)		
調査対象機関名	日本年金機構函館年金事務所		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和55年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第21条第2項において、i) 視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等)を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導すること、ii) 敷設する視覚障害者誘導用ブロックについて、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別可能なものとする、iii) 視覚障害者に警告を行うために段がある部分の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設することと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準 2.13H.1(視覚障害者誘導用設備)において、視覚障害者誘導用ブロックの標準的な敷設方法が示されている。</p> <p>(建築設計標準 2.13H.1(視覚障害者誘導用設備)抜粋)</p>  <p>○敷地内の通路</p> <p>出入口</p> <p>UP</p> <p>踊場</p> <p>UP</p> <p>階段</p> <p>点字表示</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>① 敷地出入口から建物出入口(正面玄関)までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているが、周囲の床面との色の明度等の差が小さいため、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別できず、正面玄関まで円滑に移動できないおそれがある。(No.17)</p> <p>② 視覚障害者移動等円滑化経路上の階段の上端に、視覚障害者に階段の存在を警告するための点状ブロックを敷設しているものの、階段の幅に比して敷設されている幅が狭いため、視覚障害者が点状ブロック等の敷設されていない部分を通行する場合、階段に気が付かないおそれがある。(No.20)</p>		

		
調査対象機関の見解等	<p>(床と同系色)</p> <p>(階段の幅よりも幅が狭い)</p> <p>本部からの指示に基づき、毎月、視覚障害者誘導用ブロックに破損はないか等について点検を実施しているが、建築物移動等円滑化基準に定められた、視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できるかとの観点や、建築設計標準において定められた敷設方法であるかとの観点での点検を実施していないため、上記問題点についてはいずれも認識していなかった。</p>	
備考		

(注) 当局の調査結果による。

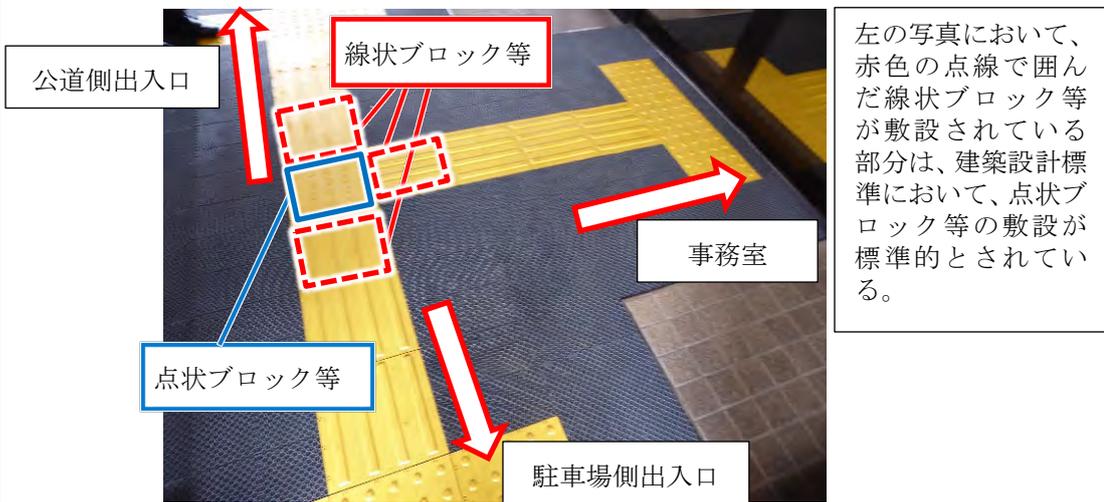
事例No.	18	項細目	1-(1)-イ
件名	正面玄関手前に、扉があることを予告する点状ブロック等が敷設されていないため、視覚障害者が扉の位置を認識することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 国立病院機構函館病院		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和50年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第21条第2項において、視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等)を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導することと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準2.3.1(建築物の出入口の設計標準)において、視覚障害者が位置を認知しやすいよう、出入口の戸又は玄関マットの手前等には、点状ブロック等を3枚程度敷設することとされている。</p> <p>【問題点】</p> <p>敷地内から建物出入口(正面玄関)に向かう視覚障害者移動等円滑化経路に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについて、正面玄関手前に設置された玄関マットの直前には、玄関の扉があることを予告する点状ブロック等を敷設すべきであるが、点状ブロック等ではなく、線状ブロック等が敷設されているため、視覚障害者が扉の位置を認識することができないおそれがある。</p>		
			
調査対象機関の見解等	視覚障害者は介助者同伴で来院することが多いこともあり、これまで正面玄関扉手前の視覚障害者誘導用ブロックの改善を求める申出等は寄せられておらず、上記問題点については認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	19	項細目	1-(1)-イ
件名	風除室において、歩行方向の変更の必要性を予告するための点状ブロックの敷設が不足しているため、視覚障害者が歩行方向を変更すべきであることに気が付かず、事務室まで円滑に移動することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	日本年金機構札幌西年金事務所		
建物（建築年次）	自機関所有（昭和 61 年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 21 条第 2 項において、視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等）を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導することと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準 2. 13H. 1（視覚障害者誘導用設備）において、歩行方向の変更の必要性を予告する部分等には、点状ブロック等を敷設することとされており、経路分岐点が T 字形の場合、少なくとも分岐点及び隣接する 3 枚を点状ブロック等とすることが標準的な敷設方法とされている。</p> <p style="text-align: center;">（建築設計標準 2. 13H. 1（視覚障害者誘導用設備） 抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">○経路分岐点における標準的な敷設方法の例</p>  </div>		
	<p>【問題点】</p> <p>風除室内の視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックの配置が T 字形となっており、出入口から事務室に向かうためには、歩行方向を 90 度変更する必要があることから、その予告のための点状ブロック等が敷設されている。</p> <p>しかし、予告のための点状ブロック等は、少なくとも分岐点及び隣接する 3 枚の計 4 枚を敷設することが標準的な方法とされているところ、分岐点に 1 枚のみ敷設されているため、視覚障害者が歩行方向を変更すべきであることに気が付かず、事務室まで円滑に移動できないおそれがある。</p>		



(公道から建物出入口までの経路：写真奥が風除室)

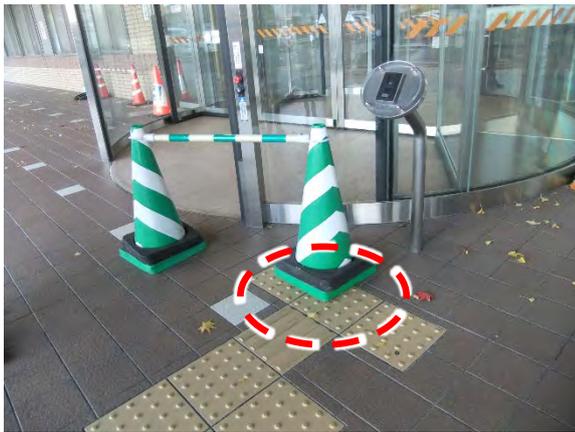


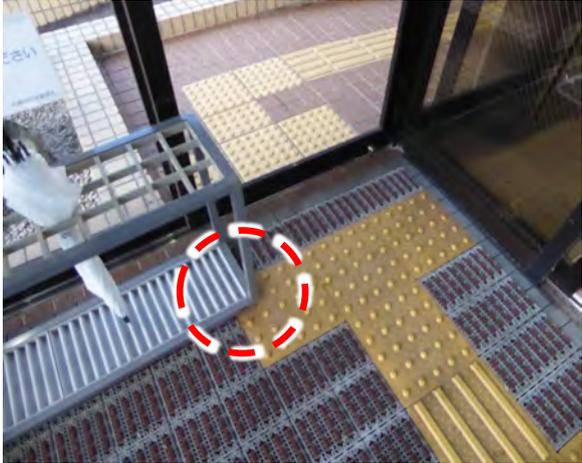
左の写真において、赤色の点線で囲んだ線状ブロック等が敷設されている部分は、建築設計標準において、点状ブロック等の敷設が標準的とされている。

(上の写真にある風除室内)

調査対象機関の見解等	本部からの指示に基づき、毎月、視覚障害者誘導用ブロックに破損はないか等について点検を実施しているものの、建築設計標準において定められている敷設方法であるかとの観点での点検は実施していないため、上記問題点については認識していなかった。
備考	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	21、22	項細目	1-(1)-イ
件名	視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロック上に障害物が置かれているため、視覚障害者の通行の支障となるおそれのあるもの		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (独) 地域医療機能推進機構北海道病院 (平成 13 年) (No.21) 日本年金機構札幌北年金事務所 (昭和 59 年) (No.22)		
事例内容	【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 21 条第 2 項において、視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック (線状ブロック等及び点状ブロック等) を適切に組み合わせ視覚障害者を誘導することと規定されている。 また、建築設計標準 2. 13H. 1 (視覚障害者誘導用設備) において、視覚障害者誘導用ブロックの機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましいとされている。		
	【問題点】 いずれも視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについて、i) 地域医療機能推進機構北海道病院においては、正面玄関が回転扉であり、視覚障害者等にとって円滑に利用することができない構造となっているため、玄関横に職員を呼び出すためのインターホンを設置するとともに、インターホンまで誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているが、同ブロック上に三角コーンが置かれており、ii) 札幌北年金事務所においては、玄関の風除室内に敷設している点状ブロック等の一部に傘立てが置かれているため、視覚障害者の通行の支障となるおそれがある。		
		(地域医療機能推進機構北海道病院)	

	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(札幌北年金事務所) (No.20)</p>
<p>調査対象機関の見解等</p>	<p>① 地域医療機能推進機構北海道病院 回転扉は、開口部中央を通行しなければセンサーが反応せず、回転が止まる可能性があるため、回転扉の開口部中央を通行するよう誘導するために三角コーンを設置したものであり、結果として視覚障害者誘導用ブロックの障害物となってしまった。</p> <p>② 札幌北年金事務所 本部の指示に基づき、毎月、視覚障害者誘導用ブロックに破損はないか等について点検を実施しているところであるが、上記問題点については、点検時の確認が十分ではなかったため認識していなかった。</p>
<p>備考</p>	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	23	項細目	1-(1)-イ
件名	視覚障害者誘導用ブロックが一部破損しているため、視覚障害者がつまずくなどのおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 地域医療機能推進機構札幌北辰病院		
建物 (建築年次)	自機関所有 (平成2年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第21条第2項において、視覚障害者移動等円滑化経路上には、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等）を適切に組み合わせて視覚障害者を誘導することと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準 2.13H.1（視覚障害者誘導用設備）において、視覚障害者誘導用ブロックの機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましいとされている。</p> <p>【問題点】</p> <p>公道から建物出入口（正面玄関）に向かう視覚障害者移動等円滑化経路上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについて、剥がれているものや、端がめくれ上がっているものが複数あるため、視覚障害者がつまずくなど通行の支障となるおそれがある。</p>		

	
調査対象機関の見解等	<p>敷地内の通路の状況については、当院の施設管理を担当する職員が清掃を兼ねて行う一日一回の巡回の際に確認しているが、施設・設備の点検の項目や修繕を行う基準などを明確化していなかったため、上記問題点については認識していなかった。</p>
備考	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-③ 便所が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（14 機関 26 事例）

事例No.	24～26	項細目	1-(1)-ウ
件名	車椅子利用者用便房が設けられていないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	<p>【民間ビル等入居】 日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）（昭和 63 年） （No.24）</p> <p>【自機関所有】 （株）日本政策金融公庫小樽支店（昭和 51 年）（No.25） 同 室蘭支店（昭和 41 年）（No.26）</p>		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 14 条第 1 項第 1 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（車椅子利用者用便房）を 1 以上設けることと規定されている。</p>		
	<p>【問題点】 いずれも建物内に車椅子利用者用便房が設けられていないため、車椅子使用者が便所を円滑に利用することができない状況となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="320 1070 820 1447">  <p data-bbox="459 1451 663 1485">(法テラス釧路)</p> </div> <div data-bbox="866 1070 1353 1447">  <p data-bbox="933 1451 1313 1485">(日本政策金融公庫小樽支店)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="312 1507 820 1868">  <p data-bbox="639 1877 1018 1910">(日本政策金融公庫室蘭支店)</p> </div> <div data-bbox="866 1507 1369 1868">  </div> </div>		

	<p>なお、上記機関のうち、日本政策金融公庫室蘭支店の1階便所(注)は、写真のとおり、開口部が狭く、通路上に洗面台が張り出しているため、車椅子では奥の便房に近付くことができない上、設けられている便器が和式のみであるため、車椅子使用者が利用することができない状況となっている。</p> <p>(注) 同支店は、2階建ての2階に来客の対応を行う事務室があるが、エレベーターがないため、車椅子使用者が来訪した場合には1階会議室で対応することとしており、その場合に案内し得る便所は、上記の1階便所となる。</p>
調査対象機関の見解等	<p>① 法テラス釧路</p> <p>入居している民間ビル等の共用部分の管理はビル管理者等が行っていることから、これまで共用部分の便所を車椅子使用者が円滑に利用することができるかどうかという視点では、意識していなかった。</p> <p>② 日本政策金融公庫小樽支店、室蘭支店</p> <p>バリアフリー法施行前に設置された建築物であり、障害者差別解消法の施行に合わせ、本店から、車椅子等での通過を想定した段差の有無等の点検が指示されたものの、車椅子使用者用便房の有無については点検が指示されなかったため、車椅子使用者による利用を想定していなかった。</p>
備考	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	27～39	項細目	1-(1)-ウ
件名	便所にオストメイト対応の設備が設けられていないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	<p>【民間ビル等入居】</p> <p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センター (昭和 61 年) (No.27)</p> <p>日本司法支援センター釧路地方事務所 (法テラス釧路) (昭和 63 年) (No.32)</p> <p>(株) 日本政策金融公庫札幌支店 (昭和 41 年、46 年) (No.33)</p> <p>【自機関所有】</p> <p>(独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院 (昭和 30 年) (No.28)</p> <p>(独) 国立病院機構函館病院 (昭和 50 年) (No.29)</p> <p>(独) 地域医療機能推進機構北海道病院 (平成 13 年) (No.30)</p> <p>(独) 住宅金融支援機構北海道支店 (昭和 61 年) (No.31)</p> <p>(株) 日本政策金融公庫小樽支店 (昭和 51 年) (No.34)</p> <p>同 室蘭支店 (昭和 41 年) (No.35)</p> <p>日本年金機構札幌西年金事務所 (昭和 61 年) (No.36)</p> <p>同 札幌北年金事務所 (昭和 59 年) (No.37)</p> <p>同 函館年金事務所 (昭和 55 年) (No.38)</p> <p>同 小樽年金事務所 (昭和 56 年) (No.39)</p>		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 14 条第 1 項第 2 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所内には、障害者等が円滑に利用可能な構造の水洗器具 (注) を設けた便房を 1 以上設けることと規定されている。</p> <p>(注) オストメイト対応の設備</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>いずれの便所 (男女別の便所、車椅子使用者用便房、多機能トイレなど) にもオストメイト対応の設備が設けられていないため、オストメイトが便所を円滑に利用することができない状況となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="359 1585 801 1926">  <p>(札幌北年金事務所)</p> </div> <div data-bbox="858 1592 1329 1919">  <p>(地域医療機能推進機構北海道病院)</p> </div> </div>		

<p>調査対象機関の見解等</p>	<p>① 北海道障害者職業センター、法テラス釧路 入居している民間ビル等の共用部分の管理はビル管理者等が行っていることから、これまで共用部分の便所にオストメイト対応の設備が設けられていないことについては、意識していなかった。</p> <p>② 北海道中央労災病院、地域医療機能推進機構北海道病院、住宅金融支援機構北海道支店 バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準等においてオストメイト対応の設備の設置が求められていることについては、承知していなかった。</p> <p>③ 国立病院機構函館病院 これまでオストメイト対応の設備の設置を求める申出等は寄せられていなかったため、上記問題点については認識していなかった。</p> <p>④ 日本政策金融公庫札幌支店、小樽支店、室蘭支店 バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、障害者差別解消法の施行に合わせ、本店から、車椅子等での通過を想定した段差の有無等の点検が指示されたものの、オストメイト対応の設備の有無については点検が指示されておらず、オストメイトによる便所の利用を想定していなかった。</p> <p>⑤ 札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所 施設・設備の改修等が必要な場合には本部に要望することとしているが、これまで建築物移動等円滑化基準等に適合等させるといった観点から施設・設備を確認し、改修等を要望したことはなく、オストメイト対応の設備の必要性については認識していなかった。</p>
<p>備考</p>	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	40	項細目	1-(1)-ウ
件名	車椅子使用者用便房の手すりや呼出しボタンが適切な位置に配置されていないため、車椅子使用者が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 住宅金融支援機構北海道支店		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和61年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第14条第1項第1号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(車椅子使用者用便房)を1以上設けることと規定されている。</p> <p>この国土交通大臣が定める構造については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」(平成18年国土交通省告示第1496号)において、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていることと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準2.7.1(個別機能を備えた便房の設計標準)においては、呼出しボタン等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける、などとされている。</p> <p>【問題点】</p> <p>車椅子使用者用便房において、i) 手すりの長さが便座より短いため、車椅子から腰掛便座に容易に移乗することができないおそれがあるほか、ii) 緊急用の呼出しボタン(インターホン)が腰掛便座から手の届かない便房出入口付近に設けられているため、緊急時に使用することができないおそれがある。</p>		
			
調査対象機関の見解等	<p>バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準等において車椅子使用者用便房に求められている構造について承知していなかった。</p> <p>また、障害者差別解消法の施行に合わせ、本部から、車椅子使用者用便房の設置の有無の確認等が指示されたが、車椅子使用者用便房が適切な構造となっているかについての確認を行っていなかった。</p>		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	41	項細目	1-(1)-ウ
件名	車椅子使用者用便房の空間が十分に確保されていないため、車椅子使用者が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	日本年金機構函館年金事務所		
建物（建築年次）	自機関所有（昭和 55 年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 14 条第 1 項第 1 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（車椅子使用者用便房）を 1 以上設けることと規定されている。</p> <p>この国土交通大臣が定める構造については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」（平成 18 年国土交通省告示第 1496 号）では、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていることと規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>車椅子使用者用便房の通路の幅が約 80 cm しかないため、車椅子から腰掛便座に移乗するために転回するスペースがなく、車椅子使用者が円滑に利用することができない構造となっている。また、腰掛便座左側の固定式手すりが支障となり、腰掛便座に車椅子を横付けすることができない状況となっている。</p>		
			
調査対象機関の見解等	バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準等において車椅子使用者用便房に求められている構造については、承知していなかった。		
備考	（望ましい対処の例：（独）国立病院機構北海道医療センターの車椅子使用者用便房に設けられた、跳ね上げ式の水平手すり）		



(注) 当局の調査結果による。

事例No.	42	項細目	1-(1)-ウ
件名	男子用便所において、小便器に手すりは設けられているものの、受け口の低い小便器が設けられておらず、障害者等が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 地域医療機能推進機構北海道病院		
建物 (建築年次)	自機関所有 (平成 13 年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 14 条第 2 項において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上の便所に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが 35 cm 以下のもの) その他これらに類する小便器を 1 以上設けなければならないことと規定されている。</p> <p>【問題点】 男子用便所に設けられている小便器は、手すりが設けられているものの、受け口の高さがいずれも約 41 cm の壁掛式となっており、受け口の低い小便器が設けられておらず、障害者等が円滑に利用することができないおそれがある。</p>		
			
調査対象機関の見解等	バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準等において男子用小便器に求められている構造については、承知していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	43～45	項細目	1-(1)-ウ
件名	男子用便所において、受け口の低い小便器が設けられておらず、手すりも設けられていないなど、障害者等が円滑に利用することができないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	<p>【自機関所有】 (独) 住宅金融支援機構北海道支店 (昭和 61 年) (No.43)</p> <p>【民間ビル等入居】 日本司法支援センター釧路地方事務所 (法テラス釧路) (昭和 63 年) (No.44)</p> <p>(株) 日本政策金融公庫札幌支店 (昭和 41 年、46 年) (No.45)</p>		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 14 条第 2 項において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上の便所に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが 35 cm 以下のもの) その他これらに類する小便器を 1 以上設けなければならないことと規定されている。</p> <p>また、建築設計標準 2.7.4(その他の便房、便所・洗面所の設計標準) において、1 以上の小便器には、手すりを設けることとされている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>男子用便所に設けられている小便器について、住宅金融支援機構北海道支店は受け口の高さが約 55 cm の壁掛式、法テラス釧路及び日本政策金融公庫札幌支店は受け口の高さが約 45 cm の壁掛式であり、受け口の低い小便器が設けられていないことに加え、いずれの小便器にも手すりが設けられていないため、いずれも障害者等が円滑に利用することができない状況となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">(住宅金融支援機構北海道支店)</p>		



(法テラス釧路)



(日本政策金融公庫札幌支店)

調査
対象
機関
の見
解等

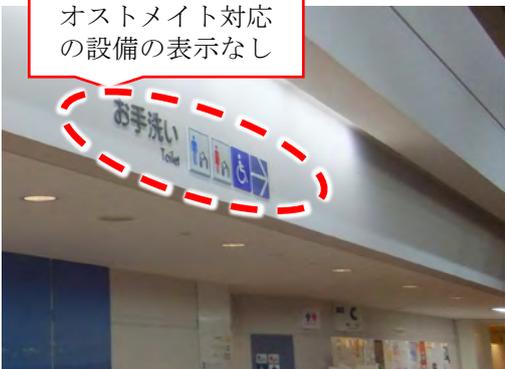
- ① 住宅金融支援機構北海道支店
バリアフリー法施行前に建築された建築物であり、建築後に新たに制定された建築物移動等円滑化基準等において男子用小便器に求められている構造について承知していなかった。
- ② 法テラス釧路
入居している民間ビル等の共用部分の管理はビル管理者等が行っていることから、上記問題点について認識していなかった。
- ③ 日本政策金融公庫札幌支店
障害者差別解消法の施行に合わせ、本店から、障害者等の来訪を想定した移動経路（通路等）の点検を指示されているが、便所については点検の対象とされなかったことから、上記問題点について認識していなかった。

備考

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	46	項細目	1-(1)-ウ
件名	男子用便所において、受け口の低い小便器は設けられているものの、小便器に手すりが設けられておらず、障害者等が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	日本年金機構札幌西年金事務所		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和61年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>建築設計標準 2.7.4(その他の便房、便所・洗面所の設計標準)において、1以上の小便器には、手すりを設けることとされている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>男子用便所に受け口の低い床置き式の小便器は設けられているものの、手すりが設けられていないため、障害者等が円滑に利用することができないおそれがある。</p> <div data-bbox="481 801 1203 1341" data-label="Image"> </div>		
調査対象機関の見解等	建築設計標準の内容等を承知していないため、上記問題点については認識していません。		
備考			

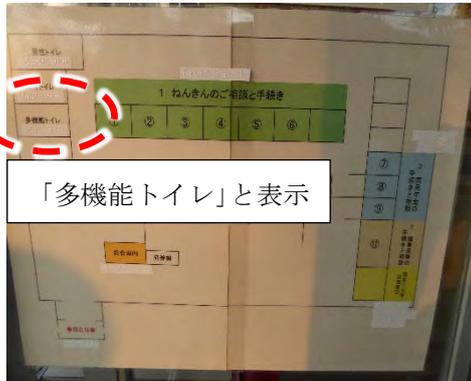
(注) 当局の調査結果による。

事例No.	47	項細目	1-(1)-ウ
件名	便所がある方向を示す1階ロビーの案内表示には、オストメイト対応の設備が設けられていることが表示されていないため、オストメイトが、当該設備が設けられていることを容易に確認することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 労働者健康安全機構釧路労災病院		
建物(建築年次)	自機関所有(平成11年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第19条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた便所等の付近には、当該便所等があることを表示する標識を見やすい位置に設けることと規定されている。</p> <p>また、バリアフリー法施行令第20条第1項において、建築物等には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられた便所等の配置を表示した案内板等を設けること(配置が容易に視認できる場合を除く。)と規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>1階のオストメイト対応の設備がある多機能トイレについて、当該トイレ付近にはオストメイト対応の設備があることを示す表示があるものの、1階のロビーに設けられた、当該トイレがある方向を示す案内表示には、オストメイト対応の設備があることが表示されていないため、オストメイトが、当該設備が設けられていることを容易に確認することができないおそれがある。</p>		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(ロビーに設置された案内表示)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(多機能トイレ前の表示)</p> </div> </div>		
調査対象機関の見解等	オストメイト対応の設備は、病院の建築当時から設けられていたものではなく、後に増設したものであることから、増設した際に、案内表示を修正することを失念していたものと考えられる。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	48	項細目	1-(1)-ウ
件名	案内板に車椅子使用者用便所の位置が表示されていないため、車椅子使用者等が、車椅子使用者用便所が設けられていることやその配置などを容易に確認することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(独) 国立病院機構函館病院		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和50年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第19条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた便所等の付近には、当該便所等があることを表示する標識を見やすい位置に設けることと規定されている。</p> <p>また、バリアフリー法施行令第20条第1項において、建築物等には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられた便所等の配置を表示した案内板等を設けること(配置が容易に視認できる場合を除く。)と規定されている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>車椅子使用者用便所が設けられた便所の扉付近には当該便所があることを示す表示があるものの、正面玄関付近や外来受付付近に設けられた案内板には、車椅子使用者用便所があることが表示されていないため、車椅子使用者等が、当該便所が設けられていることを容易に確認することができないおそれがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="304 1088 922 1547">  <p>男女別便所の表示のみで、車椅子使用者用便所の表示なし</p> </div> <div data-bbox="938 1088 1382 1547">  </div> </div> <p>(玄関付近に設置されている案内図) (便所の扉付近の表示)</p>		
調査対象機関の見解等	車椅子使用者用便所は、病院の建築当時から設けられているものではなく、後に増設したものであることから、増設した際に、案内板を修正することを失念していたものと考えられる。		
備考	なお、同国立病院機構函館病院のホームページに掲載されているフロア案内には、車椅子使用者用便所の位置が表示されている。		

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	49	項細目	1-(1)-ウ
件名	多機能トイレとしての設備が設けられていない車椅子使用者用便房について、「多機能トイレ」と表示しているもの		
調査対象機関名	日本年金機構函館年金事務所		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和55年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第19条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた便所等の付近には、当該便所等があることを表示する標識を見やすい位置に設けることと規定されている。</p> <p>また、バリアフリー法施行令第20条第1項において、建築物等には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられた便所等の配置を表示した案内板等を設けること(配置が容易に視認できる場合を除く。)と規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>車椅子使用者用便房が1か所設けられているが、建物出入口付近に設けられている案内図には、「多機能トイレ」と表示されており、当該車椅子使用者用便房の扉にも「多機能トイレ」と表示されている。</p> <p>しかし、多機能トイレは車椅子使用者用便房に他の機能を付加したものとされており、当該車椅子使用者用便房には、車椅子使用者向けの手すり等は設けられているものの、オストメイト対応の設備等が設けられておらず、車椅子使用者用便房の機能しかないものとなっているため、利用者の誤解を招くおそれがある。</p>		
			
	(車椅子使用者用便房)	(出入口付近の案内図の表示)	
調査対象機関の見解等	「多機能トイレ」と「車椅子使用者用便房」の違いを認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

図表1-(1)-④ 車椅子使用者用駐車施設が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（4機関5事例）

事例No.	50、51	項細目	1-(1)-エ
件名	車椅子使用者用駐車施設が設けられていないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (株) 日本政策金融公庫小樽支店 (昭和 51 年) (No.50) 同 室蘭支店 (昭和 41 年) (No.51)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 17 条において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）を 1 以上設けること、その幅は 350 cm 以上とすることと規定されている。</p> <p>また、バリアフリー法施行令第 19 条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を見やすい位置に設けることと規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>i) 日本政策金融公庫小樽支店においては、来客者用として 3 区画（普通車用 2 区画、軽自動車用 1 区画）が設けられ、ii) 日本政策金融公庫室蘭支店においては店舗 1 階部分のピロティが来客用として 4 台分の駐車が可能であるが、車椅子使用者用駐車施設があることを示す標識や路面表示がなく、いずれも車椅子使用者用駐車施設が設けられていないため、車椅子使用者が駐車施設を円滑に利用することができない状況となっている。</p>		
			
	(日本政策金融公庫小樽支店)		



(日本政策金融公庫室蘭支店)

調査 対象 機関 の見 解等	<p>① 日本政策金融公庫小樽支店 駐車場が狭いため、最も幅員の広い区画でも 300 cmしか確保できない。 また、障害者差別解消法の施行に合わせ、本店からの指示に基づき、車椅子使用者等の来訪を想定した移動経路の通路幅の確認、携帯用スロープによる段差の解消、車椅子使用者が利用することができるインターホンの動作確認等の対応を行っており、車椅子使用者が自動車で来店した場合に必要な対応方法について検討はしているが、マニュアルの作成は行っていなかった。 なお、仮に車椅子使用者が自動車で来店した場合には、乗降時に必要なスペースを確保するため、職員による誘導や業務用車の一時的な移動などにより対応することが想定される。</p> <p>② 日本政策金融公庫室蘭支店 これまで来訪者から苦情や要望がなかったため、上記問題点については認識していなかった。 また、障害者差別解消法の施行に合わせ、本店からの指示に基づき、車椅子使用者等の来訪を想定した移動経路の通路幅の確認、携帯用スロープによる段差の解消、車椅子使用者が利用することができるインターホンの動作確認等の対応を行っているが、建築物移動等円滑化基準等の内容を理解しておらず、車椅子使用者用駐車施設として確保すべきスペース（幅 350cm 以上）や当該駐車施設を設けた場合にはその旨の表示が必要であることについては、承知していなかった。</p>
備考	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	52、53	項細目	1-(1)-エ
件名	① 車椅子使用者用駐車施設の幅が350cm未満と狭いため、円滑に乗降することができないおそれのあるもの (No.52) ② 車椅子使用者用駐車施設であることを示す標識等が設けられていないため、適切に誘導することができないおそれがあるとともに、積雪時に路面表示が見えなくなった場合、認識することができないおそれのあるもの (No.53)		
調査対象機関名	(独) 国立病院機構函館病院		
建物 (建築年次)	自機関所有 (昭和50年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第17条において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）を1以上設けること、その幅は350cm以上とすることと規定されている。</p> <p>また、i) バリアフリー法施行令第19条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を見やすい位置に設けること、ii) 同施行令第20条第1項において、敷地等に当該駐車施設の配置を表示した案内板等を設けること（配置が容易に視認できる場合を除く。）と規定されている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>① 正面玄関前の駐車スペースに、車椅子使用者用駐車施設が2区画設けられているが、その幅は、1区画が約315cm、残りの1区画が約335cmといずれも建築物移動等円滑化基準に定められている350cmを下回っているため、車椅子使用者が円滑に乗降することができないおそれがある。</p> <p>② 車椅子使用者用駐車施設であることを示す路面表示（車椅子マーク）以外に、案内板や標識（立札）などが設けられていないため、車椅子使用者用駐車施設に適切に誘導することができないおそれがある。また、積雪時には路面表示が見えなくなり、車椅子使用者用駐車施設であることを認識することができないおそれがある。</p> <div data-bbox="312 1541 1334 1944">  <p>幅：約 315cm</p> </div>		

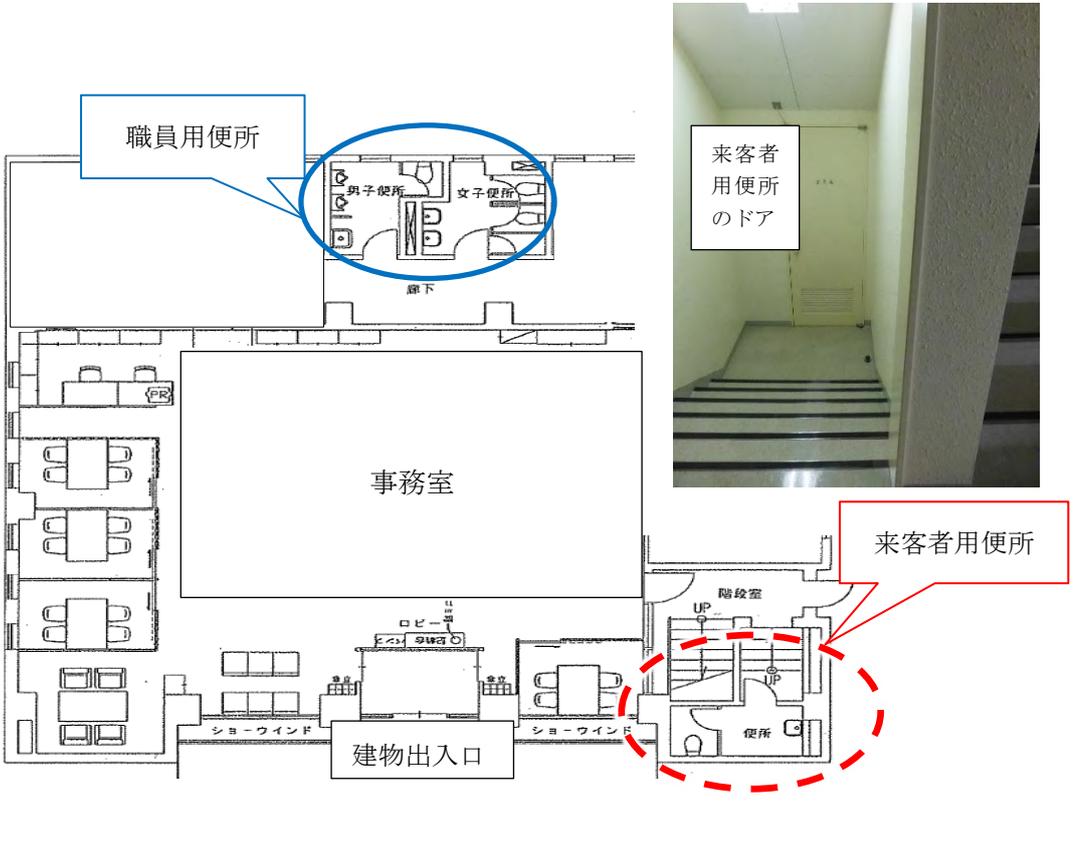
調査 対象 機関 の見 解等	車椅子利用者等は介助者同伴で来院することが多いこともあり、これまで駐車施設の改善を求める申出等は寄せられていなかったため、上記問題点については認識していなかった。
備考	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	54	項細目	1-(1)-エ
件名	車椅子利用者用駐車施設であることを示す標識等が設けられていないため、適切に誘導することができないおそれがあるとともに、積雪時に路面表示が見えなくなった場合、車椅子利用者用駐車施設であることを認識することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）		
建物（建築年次）	民間ビル等入居（昭和 63 年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 17 条において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子利用者用駐車施設）を 1 以上設けることと規定されている。</p> <p>また、i) バリアフリー法施行令第 19 条及び同条に基づき定められた国土交通省令において、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を見やすい位置に設けること、ii) 同施行令第 20 条第 1 項において、敷地等に当該駐車施設の配置を表示した案内板等を設けること（配置が容易に視認できる場合を除く。）と規定されている。</p> <p>【問題点】</p> <p>入居している民間ビル等の駐車場には、路面に車椅子マークを表示した車椅子利用者用駐車施設が 1 区画設けられているが、立札等の標識は設けられていないため、車椅子利用者用駐車施設に適切に誘導できないおそれがある。また、積雪時には路面表示（車椅子マーク）が見えなくなり、車椅子利用者用駐車施設であることを認識することができないおそれがある。</p>		
			
調査対象機関の見解等	入居している民間ビル等の駐車場の管理はビル管理者等が行っているため、これまで車椅子利用者用駐車施設の表示については、意識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑤ 階段が障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（8 機関 13 事例）

事例No.	55	項細目	1-(1)-オ
件名	便所に向かう階段に手すりが設けられていないもの		
調査対象機関名	(株) 日本政策金融公庫小樽支店		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和51年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第12条第1号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段には手すりを設けること（踊場を除く。）と規定されている。</p> <p>【問題点】 地下1階にある来客者用便所に向かう階段に手すりが設けられておらず、障害者等が階段を円滑に利用することができない状況となっている。</p> 		
調査対象機関の見解等	<p>建築物移動等円滑化基準等の内容を十分に理解しておらず、階段に手すりを設ける必要性については認識していなかった。</p> <p>なお、階段の昇降が困難な場合は、職員に申し出れば、1階の事務室奥に位置する職員用便所に案内することも可能である。</p>		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	56、57、62、63	項細目	1-(1)-オ
件名	正面玄関前にある敷地内の通路の段において、 ① 手すりが設けられていないもの (No.56、57) ② 踏面の端部とその周囲の部分の明度等の差がなく、障害者等が段を容易に識別できないもの (No.62、63)		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (株) 日本政策金融公庫小樽支店 (昭和 51 年) (No.56、No.62) 日本年金機構札幌西年金事務所 (昭和 61 年) (No.57、No.63)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 16 条第 2 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路に設けられる段（階段）には、手すりを設けること、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとするものと規定されている。</p> <p>【問題点】 いずれも建物出入口（正面玄関）前にある段（階段）において、手すりが設けられていないことに加え、踏面の端部とその周囲の部分については、日本政策金融公庫小樽支店はいずれも赤茶色、札幌西年金事務所はいずれも白色で、明度等の差がなく、障害者等が段を容易に識別できず、円滑に利用することができない状況となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="295 1126 957 1619">  </div> <div data-bbox="1018 1238 1315 1272" style="text-align: center;"> <p>(段の踏面を上から撮影)</p> </div> <div data-bbox="975 1314 1369 1619">  </div> </div> <p style="text-align: center;">(日本政策金融公庫小樽支店)</p>		

	 <p style="text-align: center;">(札幌西年金事務所)</p>
<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>① 日本政策金融公庫小樽支店 建築物移動等円滑化基準等の内容を十分に理解しておらず、段に手すりを設ける必要性や、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等の差を大きくする必要性を認識していなかった。</p> <p>② 札幌西年金事務所 施設・設備の改修等が必要な場合には本部に要望することとしているが、これまで建築物移動等円滑化基準に適合させるといった観点から施設・設備を確認し、改修等を要望したことはなかった。 なお、当該段を利用することが困難又は不安に感じる場合には、段（階段）横に設置している手すり付きのスロープを利用することも考えられる。</p>
<p>備考</p>	 <p style="text-align: center;">(札幌西年金事務所：段（階段）横に設置されている手すり付きのスロープ)</p>

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	58、60、66、67	項細目	1-(1)-オ
件名	建物内の階段において、 ① 踏面の端部とその周囲の部分が同系色になっているため、障害者等が段を容易に識別できないもの (No.58、60) ② 上端に近接する廊下等の部分に、視覚障害者に対し警告を行うための点状ブロック等が敷設されていないもの (No.66、67)		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院 (昭和 30 年) (No.58、66) (独) 地域医療機能推進機構札幌北辰病院 (平成 2 年) (No.60、67)		
建物 (建築年次)	自機関所有		
事例内容	【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする事と規定されている。 また、バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号において、階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設することと規定されている。		
	【問題点】 いずれも建物内の階段において、 ① 踏面の端部とその周囲の部分について、北海道中央労災病院はいずれも緑色、札幌北辰病院はいずれも同系色で、明度等の差が小さく、障害者等が段を容易に識別できない状況となっている。 ② 階段の上端に近接する廊下等の部分に、視覚障害者に対し警告を行うための点状ブロック等が敷設されていないため、段に気が付かないおそれがある。		
			1 階から 2 階の診療科に向かう階段
	(北海道中央労災病院)		

	<p>1階から2階の健康管理センター等 に向かう階段</p> 	<p>1階からレストランや売店のある地階に 向かう階段</p> 
(札幌北辰病院)		
<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>① 北海道中央労災病院 このような色使いとなった経緯は不明であるものの、これまで患者等から段を識別しにくいといった意見等が寄せられたことはなく、建築物移動等円滑化基準についても承知していなかったため、上記問題点については認識していなかった。</p> <p>② 札幌北辰病院 いずれの階段も病院の建設当初から設けられていたものと推測されるが、このような色使いとなった経緯は不明であり、健康管理センター等に向かう階段について、段を容易に識別することができないとは認識していなかった。</p> <p>また、建物外の敷地内の通路には視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているが、建築物移動等円滑化基準において、建物内の階段（上端に近接する廊下等の部分）にも点状ブロック等の敷設が求められていることについては、承知していなかった。</p>	
<p>備考</p>	<p>なお、北海道中央労災病院においては、平成29年11月に当該階段で転落事故が発生したため、その対策として階段への手すりの増設や注意を促すための貼り紙が行われている。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	59	項細目	1-(1)-オ
件名	階段における踏面の端部とその周囲の部分が同系色になっているため、障害者等が段を容易に識別できないもの		
調査対象機関名	(独) 労働者健康安全機構釧路労災病院		
建物(建築年次)	自機関所有(平成11年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第12条第3号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとするものと規定されている。</p> <p>【問題点】 1階から2階の診療科に向かう階段は、踏面の端部とその周囲の部分がいずれも灰色で、明度等の差が小さく、障害者等が段を容易に識別できない状況となっている。</p>		
			
調査対象機関の見解等	階段踏面の端部の色について、当初は黄色であったが、経年劣化により退色したものである。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	61、64、65	項細目	1-(1)-オ
件名	敷地内の通路にある段の踏面の端部とその周囲の部分が同系色になっているため、障害者等が段を容易に識別できないもの		
調査対象機関名 (建築年次)	【民間ビル等入居】 日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）（昭和63年）(No.61) 【自機関所有】 日本年金機構札幌北年金事務所（昭和59年）(No.64) 同 小樽年金事務所（昭和56年）(No.65)		
事例内容	【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第16条第2号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路に設けられる段（階段）には、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとするものと規定されている。		
	【問題点】 いずれも建物出入口（正面玄関）に向かう段の踏面の端部とその周囲の部分について、法テラス釧路が入居している民間ビル等の敷地南面に設けられている段はいずれも赤茶色、札幌北年金事務所及び小樽年金事務所はいずれも同系色で、明度等の差がないため、障害者等が段を容易に識別できない状況となっている。		
	 <p style="text-align: center;">(法テラス釧路)</p>		

図表 1-(1)-⑥ エレベーターが障害者等の円滑な利用に配慮されていない例 (3 機関 3 事例)

事例No.	68、69	項細目	1-(1)-カ
件名	エレベーターに到着する階等を音声により知らせる装置が設けられていないため、視覚障害者が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名 (建築年次)	【自機関所有】 (独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院 (昭和 30 年) (No.68) (独) 地域医療機能推進機構札幌北辰病院 (平成 2 年) (No.69)		
事例内容	【建築物移動等円滑化基準等】 バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する移動等円滑化経路を構成するエレベーターには、i) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置を設けること、ii) 籠内には籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を、また、籠内又は乗降ロビーには到着する籠の昇降方向を、それぞれ音声により知らせる装置を設けることと規定されている。		
	【問題点】 いずれもエレベーターの籠内及び乗降ロビーにおいて、制御装置に点字表示はあるものの、籠内等に到着する階等を音声により知らせる装置が設けられていないため、視覚障害者が操作に当たって円滑に利用することができないおそれがある。		
 <p data-bbox="405 1657 577 1720">乗降ロビー</p>		 <p data-bbox="1155 1657 1232 1720">籠内</p>	
(北海道中央労災病院)			

	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>乗降ロビー</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>籠内</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(札幌北辰病院)</p>
<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>① 北海道中央労災病院 建築物移動等円滑化基準等を承知しておらず、エレベーターに音声により知らせる装置が必要であることについては、認識していなかった。</p> <p>② 札幌北辰病院 病院建設時に設置されたエレベーターであり、設置から時間が経過しているため、音声により知らせる装置が設けられていない経緯等は不明である。</p>
<p>備考</p>	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	70	項細目	1-(1)-カ
件名	エレベーターの制御装置に点字表示等がないため、視覚障害者が円滑に利用することができないおそれのあるもの		
調査対象機関名	(株) 日本政策金融公庫札幌支店		
建物 (建築年次)	民間ビル等入居 (昭和 41 年、46 年)		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】</p> <p>バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する移動等円滑化経路を構成するエレベーターには、i) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置を設けること、ii) 籠内には籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を、また、籠内又は乗降ロビーには到着する籠の昇降方向を、それぞれ音声により知らせる装置を設けることと規定されている。</p>		
	<p>【問題点】</p> <p>入居している民間ビル等の共用部分にあるエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設置された制御装置に点字表示等がないため、視覚障害者が操作に当たって円滑に利用することができないおそれがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(乗降ロビー)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(籠内)</p> </div> </div>		
調査対象機関の見解等	<p>本店からの指示 (注) に基づき点検を実施した結果、エレベーターの制御装置に点字表示がないことを認識し、入居している民間ビル等のビル管理者等に対応を依頼したのではないかと推測されるが、当時の記録はない。また、現在においても点字表示がないことについては、今回の指摘により改めて認識した。</p> <p>(注) 日本政策金融公庫本店は、障害者差別解消法の施行に合わせ、障害者の来訪を想定した移動経路の点検を指示しており、当該指示には「エレベーターの操作ボタンに点字表示はあるか。」という項目が示されている。また、点検の結果、見直しが必要な場合、札幌支店のように借用店舗に</p>		

	<p>については、「建物のオーナーに、障害者差別解消法等の趣旨を説明し、対応の検討を依頼する。通行、利用に大きな支障があるにも関わらず、オーナーの協力が得られない場合は、本店に連絡する。」と指示されている。</p>
備考	<p>(望ましい対処の例：(独) 国立病院機構北海道医療センターのエレベーターの点字表示)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="284 405 826 1126"> </div> <div data-bbox="853 405 1385 1126"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (乗降ロビー) (籠内) </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑦ カウンターが障害者等の円滑な利用に配慮されていない例（1 機関 1 事例）

事例No.	71	項細目	1-(1)-キ
件名	職員を呼び出すための電話が設置されたエントランスホールの受付用のカウンターの上端の高さが建築設計標準に定められた高さよりも高くなっており、車椅子使用者がカウンターに膝を入れるスペースもなく、車椅子使用者の円滑な利用に配慮されていないもの		
調査対象機関名	(独) 住宅金融支援機構北海道支店		
建物（建築年次）	自機関所有（昭和 61 年）		
事例内容	<p>【建築物移動等円滑化基準等】 建築設計標準 2.13C.1（カウンター・記載台・作業台・事務机等）において、カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましく、i) 立位で使用するカウンター等には、車椅子使用者用カウンター等を併せて設けること、ii) 当該カウンター等の下端の高さは 60～65 cm 程度、上端の高さは 70 cm 程度、下部スペースの奥行きは 45cm 程度とすることとされている。</p> <p>【問題点】 職員を呼び出すための電話が設置されたエントランスホールの受付用のカウンターは、上端の高さが約 90 cm と高くなっているほか、当該カウンターの前面が床付近まで幕板で覆われ、車椅子使用者が膝を入れるスペースもなく、車椅子使用者の円滑な利用に配慮されていない状況となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
調査対象機関の見解等	<p>建築設計標準において車椅子使用者が使いやすいカウンターの高さが定められていることなどについては、承知していなかったため、上記問題点については認識していなかった。</p> <p>なお、障害者差別解消法の施行を契機として、平成 28 年度及び 29 年度に、i) 電話機の角度の調整、ii) 電話番号案内の分かりやすい内容への見直し、iii) 電話時に手荷物を置くミニテーブルの設置などの対応を行ったが、カウンターの高さ等に変更していなかった。</p>		

備考

(望ましい対処の例：日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）)
立位で使用する受付台に、車椅子使用者が膝を入れるスペースを確保した車椅子使用者向けの受付台を併設して、車椅子使用者の利便に配慮している。



(注) 当局の調査結果による。

図表1-(2)-① 建築物移動等円滑化基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検の実施状況及び同基準等への適合等の状況

調査対象機関名	移動等円滑化経路		視覚障害者移動等円滑化経路		便所		駐車場		階段		エレベーター		カウンター	
	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	○(手すりの破損等)	-	-	No.15	-	No.27	-	-	-	-	-	-	-
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院	-	No.2	-	No.8	-	No.28	○(駐車場の区画表示)	-	-	No.58 No.66	-	No.68	-
	釧路労災病院	-	-	-	-	-	No.47	-	-	-	No.59	-	-	-
(独) 国立病院機構	北海道医療センター	-	-	-	No.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	函館病院	-	No.3	-	No.18	-	No.29 No.48	-	No.52 No.53	-	-	-	-	-
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院	-	No.6	-	No.21	-	No.30 No.42	-	-	-	-	-	-	-
	札幌北辰病院	-	No.4	-	No.23	-	-	-	-	-	No.60 No.67	-	No.69	-
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店	○(出入口の段差)	-	○(注4)	No.9	○(車椅子使用者用便所の有無)	No.31 No.40 No.43	○(車椅子使用者用駐車施設の有無)	-	-	-	-	○(注5)	No.71
日本司法支援センター	札幌地方事務所(法テラス札幌)	-	No.7	-	No.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	釧路地方事務所(法テラス釧路)	-	No.1	-	No.11	-	No.24 No.32 No.44	-	No.54	-	No.61	-	-	-
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	-	-	-	No.12	-	No.33 No.45	-	-	-	-	No.70(注6)	-	-
	小樽支店	○(通路の段差、幅員等)	-	○(注4)	No.13	-	No.25 No.34	-	No.50	-	No.55 No.56 No.62	○(制御装置の点字表示の有無)	-	-
	室蘭支店	-	-	-	No.14	-	No.26 No.35	-	No.51	-	-	-	-	-

調査対象機関名		移動等円滑化経路		視覚障害者移動等円滑化経路		便所		駐車場		階段		エレベーター		カウンター	
		自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例	自主点検の実施状況(点検項目等)	該当事例
日本年金機構	札幌西年金事務所	—	—	○(誘導用ブロックの破損等)	No.19	—	No.36 No.46	—	—	—	No.57 No.63	—	—	—	—
	札幌北年金事務所	—	—		No.22	—	No.37	—	—	—	No.64	—	—	—	—
	函館年金事務所	—	No.5		No.17 No.20	—	No.38 No.41 No.49	—	—	—	—	—	—	—	—
	小樽年金事務所	—	—		—	—	No.39	—	—	—	No.65	—	—	—	—

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 本表は、今回当局が指摘した施設・設備の問題点に対する調査対象機関の自主的な点検の実施状況を整理したものである。このため、調査対象機関が実施する、本表に掲げた以外の施設・設備(例:車椅子、携帯用スロープなど)や、他の法律等で義務付けられている機械・設備の保守点検(例:エレベーターの保守点検等)は、本表の対象としていない。
- 3 「該当事例」欄の網掛けは、点検対象とした施設・設備において、点検項目が建築物移動等円滑化基準等を踏まえたものとなっていないため、建築物移動等円滑化基準等に適合していない等の状況がみられたものを示す。
- 4 「自主点検の実施状況(点検項目等)」欄の(○)は、通路や出入口などについて、移動等円滑化経路としての点検は実施しているものの、視覚障害者移動等円滑化経路としての点検を実施していないものを示す。
- 5 (独)住宅金融支援機構北海道支店は、平成28年度及び29年度に、同支店独自の取組として、職員の有志により「人に優しいエントランス」を目指して施設・設備の改善を行っている。同取組では、エントランスホールに受付用のカウンターに設置した職員を呼び出すための電話機の角度の調整、電話番号案内表示を見やすく改善、電話時に手荷物を置くことができるミニテーブルの設置などの見直しが行われているものの、建築設計標準を踏まえたものではなかったため、当局が指摘した、電話を設置したカウンターの上端の高さが建築設計標準に定められた高さを満たさなかったことについては、問題点として認識されていなかった。
- 6 (独)日本政策金融公庫札幌支店は、当局が指摘した、エレベーターの制御装置に点字表示が設けられていないことについて、自主的な点検により把握したのではないかとしているが、当時の対応の経過については、記録がなく不明としている。
- 7 本表において、「視覚障害者誘導用ブロック」は「誘導用ブロック」と略した。
- 8 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表 1-(3)-① 施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由

建築物移動等円滑化基準に適合等していない理由	該当機関数	該当事例数	該当事例No.
①建築物移動等円滑化基準等の内容を承知していなかった又は理解していなかった。	12	33	1, 2, 8, 9, 13, 14, 16, 28, 30, 31, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 46, 51, 55, 56, 57, 58, 60, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 71
②上部機関の指示に基づき点検を実施していたが、指摘の状況については、点検項目になかったため、把握していなかった。	6	15	5, 12, 13, 14, 17, 19, 20, 25, 26, 33, 34, 35, 40, 45, 50
③車椅子利用者用便房やオストメイト対応の設備を設けた後に、案内板等の修正を失念していた、表示しなければならない内容を誤解していた。	3	3	47, 48, 49
④指摘の状況に係る苦情等が寄せられておらず、施設・設備の不備等があることを認識していなかった。	3	8	2, 3, 18, 29, 51, 52, 53, 58
⑤巡回等の中で施設・設備の点検も併せて実施することとしているものの、点検項目等を明確化していなかったため、指摘の状況については把握していなかった。	1	2	4, 23
⑥民間ビル等に入居しており、指摘の内容はビル管理者等が設置、管理する共用部分であることから、入居する機関としては、整備等をする必要性を認識していなかった。	2	8	11, 15, 24, 27, 32, 44, 54, 61
⑦民間ビル等に入居しており、対応の必要性を認識し、ビル管理者等に対応を協議したものの了承が得られないなど対応に苦慮している。	1	2	7, 10
⑧その他（当該施設・設備の設置経緯が不明等）	5	7	6, 21, 22, 59, 60, 69, 70
該当機関数・事例数の合計	17	71	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「該当事例No.」欄は、一つの事例につき、各欄に記載した理由のうち該当するものが複数ある場合は、それぞれの欄に重複して計上している。このため、「該当機関数」欄及び「該当事例数」欄の各欄の合計は、「該当機関数・事例数の合計」欄に計上した実数（17 機関、71 事例）と一致しない。

図表 1-(3)-② 民間ビル等に入居している調査対象機関における建築物移動等円滑化基準等に適合等していない理由の詳細

調査対象機関名	民間ビル等の共用部分に係る建築物移動等円滑化基準等に適合等していない事例	建築物移動等円滑化基準に適合等していない理由
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの途切れ (事例No.15) ・ 便所にオストメイト対応設備なし (事例No.27) 	<p>指摘の内容は、ビル管理者等が設置、管理する共用部分であることから、入居する機関としては、整備等をする必要性を認識していなかった。</p>
日本司法支援センター札幌地方事務所 (法テラス札幌)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化経路の案内表示が不十分 (事例No.7) 	<p>指摘の内容について、対応の必要性を認識し、ビル管理者等に複数の誘導用の表示 (立札等) の設置を協議したところ、このうちの1か所については了承が得られたものの、指摘の箇所については了承が得られなかった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロック全くなし (事例No.10) 	<p>対応の必要性を認識していたものの、No.7の事例についてビル管理者等の了承が得られなかったため、本事例についても了承が得られないものと判断し、協議等を行っていない。</p>
日本司法支援センター釧路地方事務所 (法テラス釧路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロック全くなし (事例No.11) ・ 車椅子使用者用便房なし (事例No.24) ・ 便所にオストメイト対応設備なし (事例No.32) ・ 受け口の低い小便器なし、小便器に手すりなし (事例No.44) ・ 車椅子使用者用駐車施設に立札等なし (事例No.54) ・ 屋外階段の段が識別困難 (事例No.61) 	<p>指摘の内容は、ビル管理者等が設置、管理する共用部分であることから、入居する機関としては、自らが整備等をする必要性を認識していなかった。</p>
(株) 日本政策金融公庫札幌支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロック全くなし (事例No.12) ・ 便所にオストメイト対応設備なし (事例No.33) ・ 受け口の低い小便器なし、小便器に手すりなし (事例No.45) 	<p>上部機関の指示に基づき点検を実施していたが、指摘のような状況については、点検項目になかったため、把握していなかった。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの制御装置に点字表示等なし (事例No.70) 	<p>上部機関の指示において、点検の結果、改善が必要な状況がみられた場合には、借用店舗についてはビル管理者等に対応の検討を依頼し、協力が得られない場合は上部機関に連絡することとしているが、対応の経過は記録がなく、不明である。</p>
該当事例数の合計	14	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(4)-① 施設・設備の構造等による制約から生じる障壁を職員による介助等で解消する取組の例（6 機関 3 事例）

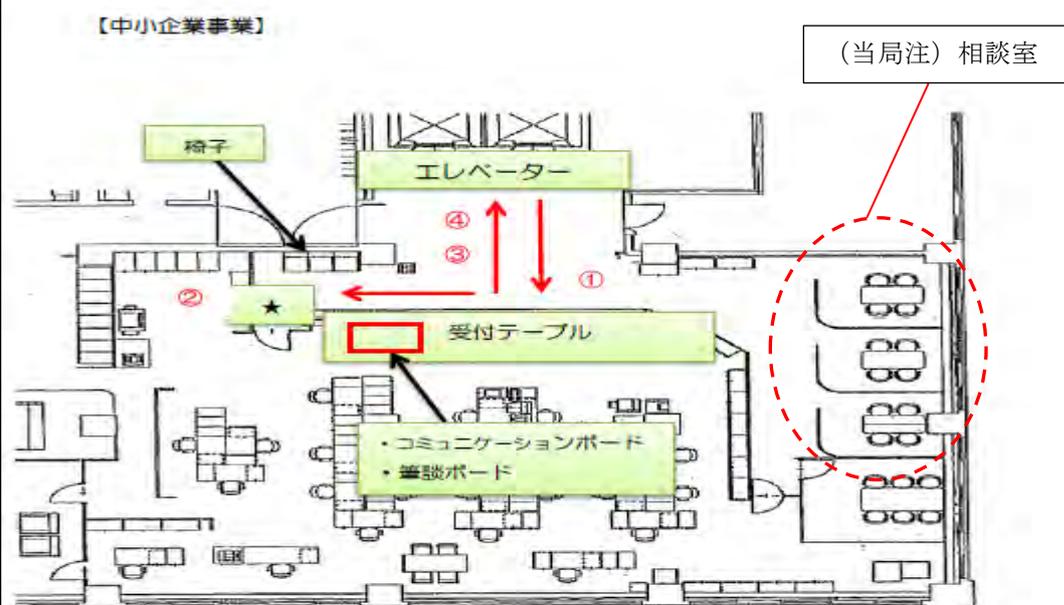
調査対象機関：(株) 日本政策金融公庫札幌支店

民間ビル等の5階にある中小企業事業の相談室の入口の幅は、約70cmと狭いため、車椅子使用者が通過できないおそれのある状況となっている。同支店が障害者差別解消法の施行を契機として独自に作成した障害者対応マニュアルにおいては、各事業部門の事務室に車椅子使用者が来店した場合の導線等を定めている。

このマニュアルによると、中小企業事業に車椅子使用者が来店し、相談を希望した場合の導線については、相談内容がプライバシーに配慮する必要がある場合、相談室の入口の幅が車椅子使用者でも通過可能となっている、3階にある国民生活事業の相談室に案内することとしている。

(日本政策金融公庫札幌支店の障害者対応マニュアルの抜粋)

(3) 車椅子で来店された際の誘導



- ① 車椅子使用者が来店された際には、入口まで職員が出向いて要件を確認する。
- ② 事前に了解を得たうえで車椅子を押して打ち合わせテーブル(★)まで誘導する。窓口にある椅子はよけておく。
- ③ 事業資金の面接や条件変更の相談など、プライバシーに配慮する必要がある場合には、**国民生活事業の面談ブース**を利用する。
- ④ 帰る際には、介助者がいる場合はエレベーターのボタンを押し、見送る。介助者がいない場合は、1階まで同行し、無事ビルの外に出るまで見送る。

調査対象機関：(株) 日本政策金融公庫小樽支店

同支店の建物出入口（正面玄関）前の経路には 3 段の階段があるが、構造上、当該階段を迂回するスロープ等の設置が困難となっている。

同支店は、階段前に職員を呼び出すためのインターホンを設置するとともに、携帯用スロープ（※）を配備し、介助等の申出があった場合には、携帯用スロープを設置して店舗内に案内することが可能となっている。

（※）平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に合わせ、(株) 日本政策金融公庫の本店から各支店に対し設備の点検及び点検結果に基づく改善措置の実施について指示されており（図表 1-(3)-③）、本携帯用スロープは、この指示に基づき、同支店が購入したものである。



（職員を呼び出すためのインターホン）



（階段に携帯用スロープを設置した状態）

調査対象機関：日本年金機構の 4 年金事務所（札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所及び小樽年金事務所）

いずれの年金事務所においても、年金相談等の主要な相談窓口は 1 階に設けられているが、厚生年金等に関する一部の業務の窓口は、執務室の広さの関係等から、2 階に設けられている。しかし、いずれの年金事務所もエレベーター等が設置されておらず、階段を利用しなければならない状況となっている。

このため、4 年金事務所は、1 階建物出入口（正面玄関）付近にある総合案内の職員が 2 階の窓口に関する問合せ等を受けるなどした場合には、担当職員に連絡し、連絡を受けた職員が 1 階にある年金相談等の相談ブースを活用して対応することとしている。

（注） 当局の調査結果による。

2 障害者等に配慮した職員の対応に係る取組の実施状況

調査結果等	説明図表番号
<p>(1) 合理的配慮の提供のための取組の実施状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>国の行政機関や独立行政法人等は、前述のとおり、障害者差別解消法第5条の規定に基づき、合理的配慮を的確に行うため、必要な環境の整備に努めなければならないとされており、同法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮をしなければならないとされている。</p> <p>また、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、障害者差別解消法第9条第1項及び第3項の規定に基づき、基本方針に即して、同法第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）を定め、遅滞なく公表しなければならないとされている。</p> <p>基本方針においては、行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための主な措置等について、次のとおり基本的な考え方が示されている。</p> <p>① 行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記すること（第3の1）。</p> <p>② 対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があること（第3の2(1)）。</p> <p>③ 不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めること（第5の1）。</p> <p>④ 行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、障害者差別解消法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図ること（第5の3(1)）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、独立行政法人等の8法人に属する17機関を対象として、合理的配慮の提供のための取組の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表1-①（再掲）</p> <p>図表1-②（再掲）</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>ア 合理的配慮の提供体制</p> <p>(7) 対応要領の制定及び公表の状況</p> <p>調査した17機関が属する8法人における対応要領の制定状況についてみると、いずれの法人においても対応要領が制定されており、その時期については、(独)国立病院機構を除く7法人においては、障害者差別解消法の施行に合わせて平成28年4月1日までに、(独)国立病院機構においては、29年3月15日にそれぞれ制定されている。また、8法人の対応要領は、いずれもホームページで公表されている。</p> <p>8法人の対応要領の内容についてみると、いずれも i) 目的、ii) 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供、iii) 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他関係者からの相談等に対応するための相談体制の整備、iv) 職員に対する研修・啓発の実施など、職員が適切に対応するために必要な事項が定められているとともに、別紙の留意事項として、不当な差別的取扱い及び合理的配慮についての基本的な考え方やこれらの具体例などが示されている。</p> <p>(イ) 職員に対する対応要領の周知状況</p> <p>調査した17機関における職員に対する対応要領の周知状況についてみると、このうち15機関は、対応要領の制定に当たっての上部機関からの指示に基づき、対応要領の施行に前後して、電子掲示板や業務連絡を伝達するためのミーティングなどを活用して全職員に周知していた。</p> <p>一方、他の2機関は、職員に対する対応要領の周知が必要であると認識していなかったことを理由として、これまでに周知していない。</p> <p>(2機関：(独)労働者健康安全機構(北海道中央労災病院)、(独)国立病院機構(函館病院))</p> <p>(ウ) 職員に対する障害を理由とする差別の解消の推進を図るための研修・啓発の実施状況</p> <p>調査した17機関が属する8法人の対応要領においては、職員に対する障害を理由とする差別の解消の推進を図るための研修(以下「差別解消研修」という。)・啓発について、i) 新たに職員となった者(以下「新規採用者」という。)及び新たに監督者(各独立行政法人等が対応要領に定める役職等の者)となった職員(以下「新任監督者」という。)に対し、差別解消研修を実施すること、ii) 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により意識の啓発を図ることが定められている。</p> <p>調査した17機関における職員に対する差別解消研修の実施状況及び対応要領に基づき活用することとされているマニュアル(以下「差別解消</p>	<p>図表 2-(1)-①</p> <p>図表 2-(1)-②</p> <p>図表 2-(1)-③</p> <p>図表 2-(1)-④</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>対応マニュアル」という。)による啓発の実施状況についてみると、次のとおり、差別解消研修を実施していない例がみられたほか、障害の特性に応じた対応方法を具体的に示した差別解消対応マニュアルを活用して職員の啓発を実施している例がみられた。</p> <p>a 差別解消研修の実施状況</p> <p>障害者差別解消法施行後の平成 28 年度から 30 年度までにおける職員に対する差別解消研修の実施状況についてみると、17 機関のうち 14 機関は、独自に、又は上部機関が実施する研修を受講させることにより実施しているが、他の 3 機関は、一度も実施していない。</p> <p>これら差別解消研修を一度も実施していない 3 機関は、その理由として、i) 対応要領において職員に対する研修が必要であると定められていることについての認識が不十分だったこと、ii) 業務上優先すべき他の研修項目が多く時間的な余裕がなかったこと、iii) 医療機関であるため、医療現場において障害者を含む患者に対する配慮がなされるのは当然であり、改めて研修として実施する必要がないと認識していたことなどを挙げている。</p> <p>(3 機関：(独)労働者健康安全機構(北海道中央労災病院、釧路労災病院)、(独)国立病院機構(北海道医療センター))</p> <p>なお、差別解消研修を実施していた 14 機関は、次のとおり、新規採用時の業務全般に関する研修や上部機関が実施する新任監督者に対する研修の一部として実施するなどしている。</p> <p>i) 差別解消研修を実施していた 14 機関は、いずれも、原則として職員の新規採用時に、業務全般に関する研修の一部として実施しており、このうち障害者差別解消法や対応要領の内容を説明していたものが 8 機関、車椅子の操作手順や障害者への対応方法を説明していたものが 6 機関となっている。</p> <p>ii) 差別解消研修を実施していた 14 機関のうち 9 機関は、新規採用者に対する差別解消研修に加え、新任監督者に対する差別解消研修を実施しており、このうち上部機関が実施する新任監督者に対する研修の一部として障害者差別解消法や対応要領の内容について説明を受けていたものが 5 機関、職場内接遇研修の一環として差別解消対応マニュアルの内容を説明していたものが 4 機関となっている。</p> <p>b 差別解消対応マニュアルを活用した啓発の実施状況</p> <p>差別解消対応マニュアルを活用した啓発の実施状況についてみると、17 機関のうち 8 機関は、車椅子使用者や視覚障害者が来訪した場合の適切な誘導方法等を図示するなど、障害の特性に応じた対応方法を具体的に示した差別解消対応マニュアルを職員に対し周知し啓発に活用している。</p>	<p>図表 2-(1)-⑤</p> <p>図表 2-(1)-⑥</p> <p>図表 2-(1)-⑤ (再掲)</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>(8 機関：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道障害者職業センター）、日本司法支援センター（札幌地方事務所、釧路地方事務所）、(株) 日本政策金融公庫（札幌支店）、日本年金機構（札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所）</p> <p>これら 8 機関のうち 7 機関（3 法人）の差別解消対応マニュアルは、上部機関から示されたものとなっているが、他の 1 機関（(株) 日本政策金融公庫（札幌支店））の差別解消対応マニュアルは、接遇改善に向けた取組の一環として、障害者が来訪した場合の適切な誘導方法や職員に求められる対応などを独自にまとめたものとなっており、同支店は、当該マニュアルを全職員に周知するとともに、全職員が閲覧可能な電子掲示板に掲載している。</p>	<p>図表 2-(1)-⑦</p>
<p>(I) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備状況</p> <p>a 相談窓口の設置状況</p> <p>調査した 17 機関における障害を理由とする差別に関する障害者やその家族等からの相談窓口の設置状況についてみると、このうち 16 機関は、対応要領に基づく相談窓口を設置している。</p> <p>これら 16 機関のうち 8 機関は、対応要領に基づき設置した相談窓口に加えて、患者等からの悩みを幅広く扱う相談窓口や顧客サービスに関する相談窓口においても、障害者やその家族等の利便に配慮し、相談を受け付けることとしており、相談を受け付けた場合には、対応要領に基づき設置した相談窓口の責任者等と情報を共有し、対応については、原則として対応要領に基づき設置した相談窓口が引き継ぐこととしている。</p> <p>一方、他の 1 機関（(独) 住宅金融支援機構（北海道支店））は、相談窓口が上部機関に集約されているため相談窓口を設置していないものの、障害者やその家族等から出先機関に対し相談が寄せられた場合は、出先機関において受け付け、上部機関の相談窓口と情報共有して対応するとしている。</p> <p>なお、調査した 17 機関における平成 28 年度から 30 年度までの障害を理由とする差別に関する相談の受付状況（注）についてみると、いずれの機関においても相談受付実績はなかった。</p> <p>（注） 上部機関にのみ相談窓口が設置されている 1 機関においては、上部機関が受け付けた当該出先機関に関する相談実績を調査した。</p>	<p>図表 2-(1)-⑧</p>
<p>b 相談窓口での相談受付方法に係る情報の提供状況</p> <p>出先機関に相談窓口が設置されている 16 機関におけるホームページでの相談窓口の相談受付方法に係る情報の提供状況についてみると、このうち 13 機関は、来訪する以外の方法で相談をしようとする場合に利用することができる連絡先として、電話番号のほかに、ファク</p>	<p>図表 2-(1)-⑧ (再掲)</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>シミリ番号、電子メールのアドレス、ホームページに設けた入力フォームのいずれか又は複数の方法を掲載している。</p> <p>一方、他の3機関は、ホームページで掲載している情報が住所及び電話番号のみとなっており、来訪や電話以外での方法を必要とする聴覚障害者等が、ファクシミリや電子メールなどの方法で相談しようとする場合に必要な連絡先の情報を入手することができない状況となっている。これら3機関は、ファクシミリ等の連絡手段を設けているものの、ホームページの掲載内容については上部機関が判断しているため、連絡先としてファクシミリ番号等を掲載していない理由は承知していないとしている。</p> <p>(3機関：(株)日本政策金融公庫(札幌支店、小樽支店、室蘭支店))</p> <p>イ 合理的配慮を的確に行うための環境の整備状況</p> <p>(7) 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組の例</p> <p>調査した17機関の中には、障害者差別解消法の施行前から、障害者への配慮として、例えば、記帳台等への老眼鏡やステッキホルダーの備付けとともに、医療機関を中心とした貸出し用車椅子の配備などの取組を行っている例がみられた。</p> <p>これらのほかに、調査した17機関における他の機関にも参考になると考えられる取組を示すと、次のとおりである。</p> <p>a 物理的環境への配慮</p> <p>① 医療機関において、車椅子使用者が安全に通過することができ、また、他の患者等と接触することなく安全に診察を待つことができるよう、待合場所に専用の待機スペースを設置</p> <p>(1機関1事例：(独)労働者健康安全機構(北海道中央労災病院))</p> <p>② 車椅子使用者が円滑に通過することができるよう、出入口幅の広い専用の相談ブースを設置</p> <p>(4機関4事例：日本年金機構(札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>③ 点字用のラベルプリンターにより点字シールを作成し、庁舎案内板や便所などに貼付</p> <p>(4機関4事例：日本年金機構(札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>b 意思疎通への配慮</p> <p>① 筆談器具やコミュニケーションボードを窓口等に配備</p> <p>(3機関3事例：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(北海道障害者職業センター)、(独)住宅金融支援機構(北海道支店)、(株)日本政策金融公庫(札幌支店))</p>	<p>図表 2-(1)-⑨</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>② 受付に「耳マーク」(注)を掲示 (1機関1事例:(独)地域医療機能推進機構(北海道病院)) (注)「耳マーク」とは、耳が聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくための一般社団法人全日本難聴者・途中失聴者団体連合会が著作権を有するシンボルマークであり、聞こえが不自由なことや聞こえが不自由な人への配慮を表す。</p> <p>③ 点字表示又は音声機能が付いたパンフレットやガイドブックを用意 (6機関6事例:日本司法支援センター(札幌地方事務所、釧路地方事務所)、日本年金機構(札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>④ 聴覚障害者が来訪する場合に、手話通訳の派遣を依頼 (1機関1事例:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(北海道障害者職業センター))</p> <p>⑤ 医療機関において、配慮が必要な患者を把握することができるよう、「診療申込書」に「文字が書きづらい」、「耳が聞こえにくい」、「声が出づらい」といった項目を設定 (1機関1事例:(独)労働者健康安全機構(釧路労災病院))</p> <p>⑥ 医療機関において、電子カルテに特記事項として障害への配慮が必要であることを記録し、対応する職員間で情報共有 (1機関1事例:(独)地域医療機能推進機構(札幌北辰病院))</p> <p>c ルール・慣行の柔軟な変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付が混雑する時間帯には、自動受付機のうちの1台を「歩行困難な方優先」と位置付け (1機関1事例:(独)国立病院機構(北海道医療センター)) <p>(イ) 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組が不十分な例 調査した17機関における合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組の状況についてみると、次のとおり、施設・設備の構造や敷地の形状などの制約から生ずる障壁を解消するために職員による介助を想定しながら、機器の整備や維持管理などの対応が徹底されず、合理的配慮が的確に行われないおそれのあるものが6機関において6事例みられた。</p> <p>① 建物出入口が、車椅子利用者等にとって開閉が困難な外開き戸となっている上、開閉が難しいほど重い開き戸であるとともに、出入口に段差があるため、職員を呼び出すためのインターホンを設置して、職員が介助を行うこととしている。しかし、当該インターホンの手前には、移動させることが困難な障害物(コンクリート製ののぼり旗用の土台)が置かれているため、車椅子利用者等がインターホンを円滑に使用することができないもの</p>	<p>図表 2-(1)-⑩</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>(日本司法支援センター (釧路地方事務所 事例No.72))</p> <p>② 建物 2 階にある事務室への移動手段が階段のみとなっているため、車椅子使用者等階段の昇降が困難な利用者については、職員を呼び出すためのインターホンを設置して、職員が介助を行い、1 階の会議室に案内することとしている。しかし、当該インターホンは、公道と建物出入口との段差を解消するために設けられたすり付けの端の上方に設置されており、車椅子を停車することができるほどのスペースがないため、車椅子使用者がすり付けの端を踏み外してしまうおそれのあるもの</p> <p>((株) 日本政策金融公庫 (室蘭支店 事例No.73))</p> <p>③ 正面玄関に至る経路に設けられたスロープの下端付近に、職員を呼び出すためのインターホンを設置して、職員が介助を行うこととしている。しかし、当該インターホンは、車椅子使用者等が斜面上で一旦停止してから手すり越しに操作しなければならない位置に設置されているため、車椅子使用者等の使用に配慮されていない上、故障しているもの</p> <p>(日本年金機構 (函館年金事務所 事例No.74))</p> <p>④ 建物出入口が、車椅子使用者等にとって開閉が困難な外開き戸となっている上、開閉が難しいほど重い開き戸であるため、職員を呼び出すためのインターホンを設置して、職員が介助を行うこととしている。しかし、当該インターホンが故障して使用することができなくなっているにもかかわらず、修理等を行わずに事務室の電話番号を記載した貼紙の掲示で対応しているため、利用者が自ら携帯電話等で職員を呼び出さなければならないもの</p> <p>((独) 住宅金融支援機構 (北海道支店 事例No.75))</p> <p>⑤ 正面玄関が、視覚障害者等にとって円滑に通行することができない回転扉であるため、職員を呼び出すためのインターホンを設置して職員が介助を行うこととしている。しかし、当該インターホンに点字表示がないもの</p> <p>((独) 地域医療機能推進機構 (北海道病院 事例No.76))</p> <p>⑥ 建物出入口には階段があるため、職員を呼び出すためのインターホンを設置して、職員が介助を行い、事務室まで誘導することとしている。しかし、事務室内に設けた相談室の出入口の幅が約 70cm と狭く、車椅子使用者が円滑に通過することができないもの</p> <p>((株) 日本政策金融公庫 (小樽支店 事例No.77))</p> <p>上記の 6 機関の合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分となっている理由は、次のとおりであり、施設・設備の整備を行う際やその</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>後の維持管理において、障害者等の利用に対する配慮が不足していたことがうかがわれる。</p> <p>① 車椅子使用者等が来訪した場合に想定される移動経路の点検等を実施していなかったため、インターホンの使用に当たって障害になると認識していなかったこと。 （日本司法支援センター（釧路地方事務所 事例No.72））</p> <p>② 上部機関からの指示によりインターホンの高さ及び作動については確認していたものの、設置場所が危険であると認識していなかったこと。 （株）日本政策金融公庫（室蘭支店 事例No.73）</p> <p>③ 利用者等からの苦情等がなく、車椅子使用者等がインターホンを円滑に使用することができないと認識していなかったこと。 （日本年金機構（函館年金事務所 事例No.74）、（独）地域医療機能推進機構（北海道病院 事例No.76））</p> <p>④ 新たなインターホンの設置を検討したものの、予算の制約により実現しなかったこと。 （独）住宅金融支援機構（北海道支店 事例No.75）</p> <p>⑤ 上部機関からの指示により車椅子使用者等が利用する通路幅等の点検を実施していたものの、相談室の出入口の幅については点検を実施しておらず、車椅子使用者が円滑に通過することができないことに気が付かなかったこと。 （株）日本政策金融公庫（小樽支店 事例No.77）</p> <p>【課題】</p> <p>独立行政法人等は、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が義務付けられており、合理的配慮を的確に行うための環境の整備に努めるとともに、当該機関の職員による障害を理由とする差別の解消に係る取組を確実なものとするためには、基本方針及びこれに即して各独立行政法人等が制定した対応要領に基づき、職員の研修・啓発の機会の確保、相談体制の整備などを徹底し、職員の障害に関する理解の促進を図ることが求められている。</p> <p>しかしながら、調査した17機関の中には、i) 対応要領を職員に周知していないもの、ii) 差別解消研修を実施していないもの、iii) 障害の特性を踏まえた相談窓口における多様な相談受付方法に関する情報提供への配慮が不足しているものなど、対応要領に基づく合理的配慮の提供体制が十分でない状況がみられた。</p> <p>また、調査した17機関の中には、合理的配慮を的確に行うための環境の整備が十分でないと考えられる例もみられた。</p> <p>これは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備を行う際やその後の施</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>設・設備の維持管理を行うに当たって、障害者の円滑な利用に対する配慮が十分でなかったことによるものと考えられ、その背景としては、障害者に直接対応する職員のみならず、施設・設備の維持管理を担当する職員に対し、合理的配慮を提供する趣旨やその必要性についての周知・啓発が不足していたことがあるものと考えられる。</p> <p>このため、調査した17機関は、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等しておらず、かつ、施設・設備の構造等の制約により改修等の改善が困難であるなど職員による介助等を行うことにより対応することが求められる場合に適切に対応するため、合理的配慮を提供する趣旨やその必要性について、施設・設備の維持管理を担当する職員を含む関係する職員に対し、対応要領及び差別解消対応マニュアルの周知、研修等の機会を活用した啓発を実施し、合理的配慮を的確に行うための環境の整備・改善を図ることが重要である。</p> <p>また、障害者やその家族その他関係者からの相談に的確に応じることができるよう、障害の特性に配慮した多様な相談受付方法について検討し、情報提供することが重要である。</p> <p>(2) 障害者等への配慮に係るホームページでのバリアフリー情報の提供状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>一定規模以上の新築特別特定建築物の建築主等は、バリアフリー法第14条第6項の規定に基づき、障害者等に対し、当該特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報（以下「バリアフリー情報」という。）を適切に提供できるよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、バリアフリー法第3条の規定に基づき主務大臣が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号。以下「移動等円滑化基本方針」という。）においては、移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、i) 施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である、ii) その際には、利用する障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、建築物移動等円滑化基準への適合状況、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無等利用に当たって必要となる情報などについて、分かりやすく提供することに留意する必要がある、iii) 必要な情報について事前に把握できるようインターネットやパンフレット等により提供することが望ましいなどとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、17機関を対象として、ホームページでの施設・設備に係るバリアフリー情報の提供状況について調査した結果、次のとおり、適切に情報提供が</p>	<p></p> <p>図表 1-③（再掲）</p> <p>図表 2-(2)-①</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>行われていない状況がみられた。</p> <p>ア バリアフリー情報の提供状況</p> <p>各機関のホームページでバリアフリー情報を提供しているものは 7 機関にとどまっております、他の 10 機関はバリアフリー情報を提供していない。</p> <p>(10 機関：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道障害者職業センター）、(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院）、(独) 住宅金融支援機構（北海道支店）、(株) 日本政策金融公庫（札幌支店、小樽支店、室蘭支店）、日本年金機構（札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所）</p> <p>バリアフリー情報を提供していない 10 機関は、その理由として、i) バリアフリー情報の提供が望ましいとされていることを承知していなかったこと、ii) これまでに掲載に関する要望等がなかったこと、iii) ホームページの編集を上部機関が行っていることなどから、情報提供の必要性を認識していなかったためと説明している。</p> <p>また、バリアフリー情報を提供している 7 機関における建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無に関する情報の提供状況についてみると、このうち 5 機関は、例えばエレベーターに到着する階等を音声により知らせる装置が設けられていないことなど建築物移動等円滑化基準に適合していない施設・設備があることも含めて情報を提供している。一方、他の 2 機関は、建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備のみの情報を提供しており、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、出入口の扉が自動扉や開閉が容易な引き戸ではなく、開き戸であるなど障害者等が利用するに当たって障壁となり得る状況に関する情報については、事前にホームページで把握することができない状況となっている。</p> <p>(2 機関：日本司法支援センター（札幌地方事務所、釧路地方事務所）</p> <p>イ 提供するバリアフリー情報の内容</p> <p>ホームページでバリアフリー情報を提供している 7 機関における情報の正確性・分かりやすさについてみると、このうち 4 機関は、次のとおり、不正確な情報や誤解を招くおそれのある情報を提供していた。</p> <p>① 便所にオストメイト対応の設備が設けられているものの、その旨の情報を提供していないなど、施設・設備の現況について不正確な情報を提供しているもの</p> <p>(2 機関：(独) 地域医療機能推進機構（札幌北辰病院）、日本司法支援センター（札幌地方事務所）</p> <p>② 表形式で掲載しているバリアフリー情報の一覧の中で、オストメイト対応の設備が設けられた便所の有無について「なし」を意味する「-」を正しく掲載しているものの、同表の説明欄には「オストメイト対応トイ</p>	<p>図表 2-(2)-②</p> <p>図表 2-(2)-③</p> <p>図表 2-(2)-④</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>レがある」と掲載しているなど、建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無が分かりづらく、利用者の誤解を招く内容となっているもの</p> <p>(2 機関：(独) 国立病院機構 (北海道医療センター、函館病院))</p> <p>【課題】</p> <p>施設設置管理者（建築主等を含む。）は、バリアフリー法及び移動等円滑化基本方針に基づき、障害者等が事前にバリアフリー情報を把握できるよう、バリアフリー情報をインターネットやパンフレット等により、適切かつ分かりやすく提供することが求められている。</p> <p>また、施設・設備の構造や敷地の形状などの制約から、改修等の十分な対応を図ることが困難な場合においては、その旨の情報や職員による介助などの合理的配慮の提供が可能であることに関する情報をあらかじめ提供することも、障害者等が円滑に施設等を利用するに当たって有益であると考えられる。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の中には、ホームページにおいて、i) 施設・設備のバリアフリー情報を全く提供していないもの、ii) 提供していても、建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の情報にとどまり、障害者等にとって重要な、施設・設備の利用に当たって障壁となり得る状況に関する情報を提供していないもの、iii) 誤解を招く情報を提供しているものなどがみられた。</p> <p>これは、障害者等の利用に配慮した情報提供に関する理解や意識が十分でなく、適切な情報提供の方法や内容についての検討が行われていないことによるものと考えられる。</p> <p>このため、こうした状況がみられた調査対象機関においては、障害者等の利用に配慮したバリアフリー情報の提供方法や内容について検討を行った上で、より適切かつ分かりやすく情報を提供することが重要である。</p> <p>(3) 補助犬の受入れに係る取組の実施状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）は、身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として、平成 14 年 5 月に制定（平成 14 年 10 月 1 日施行）されている。</p> <p>国の行政機関や独立行政法人等は、身体障害者補助犬法第 7 条第 1 項の規定に基づき、その管理する施設を身体障害者が利用する場合に補助犬を同伴することを拒んではならないとされている。</p>	<p>図表 2-(3)-①</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>また、厚生労働省は、医療機関における補助犬の円滑な受入れのための参考資料として、「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」(平成25年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部。以下「医療機関向け補助犬受入れ手引き」という。)を作成している。この中で、障害者にとって生活上切り離せない医療機関において補助犬を円滑に利用することができることは、安定的な生活を営む上で欠かすことのできない課題の一つとし、補助犬の受入れのための体制づくりができていないことを理由に受入れを拒否できるものではないなどとしているほか、医療機関における補助犬の円滑な受入れのための体制づくりについて具体的に示している。</p>	<p>図表2-(3)-②</p>
<p>加えて、厚生労働省は、独立行政法人等の施設を含む不特定かつ多数の者が利用する施設における補助犬の円滑な受入れのため、施設の来訪者向けの啓発に有効な方法として啓発ステッカー及び啓発ポスターの例を公表しており、これらの掲示により、来訪者に対し補助犬の受入れを行っていることを明示するよう促している。</p> <p>なお、厚生労働省の資料によると、北海道における補助犬の実働頭数は、令和2年10月1日現在、48頭(盲導犬46頭、介助犬2頭)となっている。</p>	<p>図表2-(3)-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、17機関を対象として、補助犬の受入れに係る取組の実施状況について調査した結果、次のとおり、受入れのための体制の整備が十分に進んでいない状況がみられた。</p> <p>ア 医療機関を除く機関における取組の実施状況</p> <p>医療機関を除く11機関のうち、補助犬の受入れ実績があるとしているのは1機関のみであるが、いずれの機関も、来訪者が一般的に立ち入ることができる建物内のスペースについては受入れに支障がないとしている。</p> <p>このうち、補助犬の受入れ実績がある1機関を含む5機関は、対応要領又は差別解消対応マニュアルに補助犬を受け入れる旨が明記されており(注)、職員に対し対応要領等の周知や研修を通じて補助犬の受入れや受け入れる際の注意点等について周知しているほか、建物出入口等に啓発ステッカーを掲示している。</p> <p>(注) この5機関のうち、4機関は同一の上部機関(日本年金機構)である。</p> <p>一方、他の6機関は、対応要領又は差別解消対応マニュアルに補助犬の受入れに関する記載がなく、職員に対し補助犬の受入れについて周知しておらず、啓発ステッカー等も掲示していない。</p> <p>(6機関:(独)住宅金融支援機構(北海道支店)、日本司法支援センター(札幌地方事務所、釧路地方事務所)、(株)日本政策金融公庫(札幌支店、小樽支店、室蘭支店))</p>	<p>図表2-(3)-④</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>これら 6 機関は、啓発ステッカー等の掲示など補助犬の受入れに係る取組を実施していない理由について、いずれもこれまでに補助犬を同伴する身体障害者の来訪実績がなく、要望等もなかったことなどを挙げている。</p> <p>イ 医療機関における取組の実施状況</p> <p>医療機関である 6 機関は、いずれも対応要領又は差別解消対応マニュアルに補助犬の受入れに関する記載がない。</p> <p>しかし、このうち 3 機関は、これまでに補助犬の受入れ実績があり、問題なく受入れに対処できたとしており、いずれも、受入れの実績を踏まえて啓発ステッカー等の掲示により、補助犬を受け入れていることを明示している。</p> <p>一方、他の 3 機関は、いずれも受入れ実績がないとしており、啓発ステッカー等も掲示していない。このうち 1 機関（(独) 国立病院機構（函館病院））は、補助犬の同伴があれば受け入れるとしており、2 機関は、i) 医療機関向け補助犬受入れ手引きを承知しておらず、受入体制を整備できていない（(独) 労働者健康安全機構（北海道中央労災病院））、ii) 院内には様々な病状の患者がいることなどから患者への影響を懸念して受入れを想定した取組を実施しておらず、どのように対応すべきか分からない（(独) 労働者健康安全機構（釧路労災病院））などとしている。</p> <p>このように、同じ医療機関であっても、補助犬の受入れの実績や受入れに関する認識に差がみられ、対応も区々となっている状況がみられた。</p> <p>【課題】</p> <p>独立行政法人等は、身体障害者補助犬法に基づき、補助犬の同伴を拒んではならないとされており、円滑な受入れのために体制を整備しておくことが求められている。</p> <p>しかしながら、調査した 17 機関の中には、補助犬の受入れについて職員に対して周知していないものや啓発ステッカー等の掲示により来訪者に対する啓発を実施していないものなど、補助犬の受入れ体制の整備が十分でない状況がみられた。</p> <p>これは、上部機関が作成した対応要領や差別解消対応マニュアルに補助犬の受入れに関する記載がないことに加え、医療機関については、医療機関向け補助犬受入れ手引きを把握していないなど、出先機関において、補助犬の受入れに関する情報が不足しているため、取組の必要性に関する認識が十分でないことによるものと考えられる。</p> <p>このため、こうした状況がみられた調査対象機関においては、補助犬を同伴する身体障害者が円滑に施設を利用することができるよう、補助犬の受入れに関する情報を収集するとともに、上部機関から情報提供を受けるなどに</p>	<p>図表 2-(3)-⑤</p>

調査結果等	説明図表番号
<p>より、職員への周知や啓発ステッカー等による来訪者への啓発を実施することが重要である。とりわけ医療機関においては、受入れ体制の整備に当たり、厚生労働省が作成した医療機関向け補助犬受入れ手引きを活用することが重要である。</p> <p>なお、こうした状況がみられた調査対象機関の上部機関においては、出先機関が適切な対応を行うことができるよう、対応要領や差別解消対応マニュアルに補助犬の受入れ体制の整備等について明記するなど、補助犬の受入れに関する情報提供を行うことが望まれる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、調査対象とした独立行政法人等は、障害の特性についての理解を深め、障害者等に配慮した職員の対応や情報提供を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 合理的配慮を提供する趣旨やその必要性について、対応要領及び差別解消対応マニュアルの周知、研修等の機会を活用して関係する職員に啓発を実施するとともに、合理的配慮を的確に行うための環境の整備・改善を図ること。 (調査対象とした17機関全て)</p> <p>また、聴覚障害者等に配慮した相談受付方法について情報提供していない機関においては、多様な相談受付方法について検討を行った上で、ホームページで情報提供すること。 (調査対象とした機関のうち、3機関：(株)日本政策金融公庫(札幌支店、小樽支店、室蘭支店))</p> <p>② 障害者等の利用に配慮したバリアフリー情報の提供方法や内容について検討を行った上で、より適切かつ分かりやすく情報を提供すること。 (調査対象とした機関のうち、15機関：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(北海道障害者職業センター)、(独)労働者健康安全機構(北海道中央労災病院)、(独)国立病院機構(北海道医療センター、函館病院)、(独)地域医療機能推進機構(札幌北辰病院)、(独)住宅金融支援機構(北海道支店)、日本司法支援センター(札幌地方事務所、釧路地方事務所)、(株)日本政策金融公庫(札幌支店、小樽支店、室蘭支店)、日本年金機構(札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所))</p> <p>③ 補助犬を同伴する身体障害者が円滑に施設を利用することができるよう、補助犬の受入れに関する情報を収集するとともに、上部機関から情報提供を受けるなどにより、補助犬を受け入れる旨の職員への周知や啓発ステッカー等による来訪者への啓発を実施すること。</p>	

調査結果等	説明図表番号
<p>とりわけ医療機関においては、受入れ体制の整備に当たり、医療機関向け補助犬受入れ手引きを活用すること。</p> <p>(調査対象とした機関のうち、9機関：(独)労働者健康安全機構(北海道中央労災病院、釧路労災病院)、(独)国立病院機構(函館病院)、(独)住宅金融支援機構(北海道支店)、日本司法支援センター(札幌地方事務所、釧路地方事務所)、(株)日本政策金融公庫(札幌支店、小樽支店、室蘭支店))</p>	

図表 2-(1)-① 調査対象機関が属する独立行政法人等における対応要領の制定・公表状況

法人名	名称及びホームページアドレス	制定年月日
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 http://www.jeed.or.jp/jeed/disclosure/law/jeed/sonota.html	平成 28 年 1 月 15 日
(独) 労働者健康安全機構	「独立行政法人労働者健康安全機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 https://www.johas.go.jp/jyoho/tabid/536/Default.aspx	平成 28 年 3 月 30 日
(独) 国立病院機構	「独立行政法人国立病院機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」 https://nho.hosp.go.jp/disclosure/disclosure_kitei.html	平成 29 年 3 月 15 日
(独) 地域医療機能推進機構	「独立行政法人地域医療機能推進機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 https://www.jcho.go.jp/jcho%e8%a6%8f%e7%a8%8b/	平成 28 年 2 月 8 日
(独) 住宅金融支援機構	「独立行政法人住宅金融支援機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」 https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20160401.html	平成 28 年 3 月 28 日
日本司法支援センター	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」 https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/hourei_kitei/soumu_kankei.html	平成 27 年 11 月 30 日
(株) 日本政策金融公庫	「株式会社日本政策金融公庫における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 https://www.jfc.go.jp/n/sabekai/index.html	平成 28 年 2 月 19 日
日本年金機構	「日本年金機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0328.html	平成 28 年 3 月 23 日

(注) 1 各独立行政法人等のホームページ（令和 2 年 9 月現在）及び調査対象機関の資料に基づき、当局が作成した。

2 対応要領の施行日は、(独) 国立病院機構の対応要領が平成 29 年 3 月 15 日であり、他の独立行政法人等の対応要領はいずれも 28 年 4 月 1 日となっている。

図表 2-(1)-② 職員に対する対応要領の周知状況

調査対象機関名		職員に対する周知状況			
		周知の有無	周知時期	周知先	周知方法
		○：周知 ×：未周知			
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	○	平成 28 年 1 月 15 日	全職員	・ 供覧 ・ 電子掲示板等に掲載
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院	×	—	—	—
	釧路労災病院	○	平成 28 年 3 月 30 日	全職員	・ 所属長に対処要領を回覧し、所属職員への周知を依頼 ・ 本部ホームページに掲載
(独) 国立病院機構	北海道医療センター	○	平成 29 年 3 月	全職員	電子掲示板等に掲載
	函館病院	×	—	—	—
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院	○	平成 28 年 4 月	全職員	全部門長が集まる運営会議において周知し、配下職員への周知を依頼
	札幌北辰病院	○	平成 28 年 4 月	全職員	・ 管理者及び職場長に配布し、配下職員への周知を依頼 ・ 電子掲示板等に掲載
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店	○	平成 28 年 3 月末	全職員	電子掲示板等に掲載
日本司法支援センター	札幌地方事務所 (法テラス札幌)	○	平成 27 年 11 月	全職員	電子掲示板等に掲載
	釧路地方事務所 (法テラス釧路)	○	平成 27 年 11 月	全職員	電子掲示板等に掲載
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	○	平成 28 年 3 月末	全職員	朝礼、業務連絡を伝達するためのミーティングで周知
	小樽支店	○	平成 28 年 2 月、3 月	全職員	管理職が対応要領の内容を確認し、業務連絡を伝達するためのミーティングで周知
	室蘭支店	○	平成 28 年 3 月 31 日	全職員	支店全職員による勉強会
日本年金機構	札幌西年金事務所	○	平成 28 年 3 月 23 日	全職員	電子掲示板等に掲載
	札幌北年金事務所	○	平成 28 年 3 月 23 日	全職員	電子掲示板等に掲載
	函館年金事務所	○	平成 28 年 3 月 23 日	全職員	電子掲示板等に掲載
	小樽年金事務所	○	平成 28 年 3 月 23 日	全職員	電子掲示板等に掲載
該当機関数の合計		周知 : 15 機関 未周知 : 2 機関			電子掲示板等・ホームページに掲載 : 11 機関 所属長等から伝達 : 5 機関 職員による勉強会 : 1 機関 供覧 : 1 機関 (重複あり)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「電子掲示板等」は、独立行政法人等の組織内で規程等の情報を共有するために用いられている電子掲示板、グループウェア又はポータルサイトをいう。

3 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表 2-(1)-③ 職員に対し対応要領を周知していない理由

調査対象機関：(独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院
(独) 労働者健康安全機構においては、平成 28 年 3 月 30 日付けで「独立行政法人労働者健康安全機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が制定されているが、同病院は、対応要領の制定に伴い職員に周知する必要があると認識していなかった。
調査対象機関：(独) 国立病院機構函館病院
(独) 国立病院機構においては、平成 29 年 3 月 15 日付けで「独立行政法人国立病院機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」が制定されているが、同病院は、対応要領の制定に伴い職員に周知する必要があると認識しておらず、通知文書を担当部署内でのみ保管していた。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-④ 対応要領における職員の研修・啓発に係る記載例

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成 28 年 1 月 15 日制定) <抜粋>

(研修・啓発)

第 7 条 機構は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施する。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、意識の啓発を図る。

(注) 他の調査対象機関が属する 7 独立行政法人等の対応要領においても、同旨の内容が定められている。

図表 2-(1)-⑤ 職員に対する差別解消研修・啓発の実施状況

調査対象機関名		差別解消研修の実施状況					差別解消対応マニュアルを活用した啓発の実施状況 (活用したマニュアル名・作成主体)		
		実施の有無			主な研修内容				
		○：新規採用者・新任監督者いずれも実施 △：新規採用者に対し実施 ×：未実施							
		平成 28 年度	29 年度	30 年度					
(独) 高齢・ 障害・ 求職者 雇用支 援機構	北海道障 害者職業 センター	○	○	○	【新規採用者】 ・ 障害者差別解消法（厚生労働省 作成資料）の説明（本部実施） ・ 機構行動規範（障害者の目線に 立った対応等）の説明 【新任監督者】 障害者差別解消法の説明（本部実 施、受講対象者なし）	「地域障害者職業 センターが実施す る各種研修におけ る障害のある受講 者への配慮につい て」（本部作成）			
(独) 労働者 健康安 全機構	北海道中 央労災病 院	×	×	×	—	—			
	釧路労災 病院	×	×	×	(任意参加形式の「認知症・高度機 能障害について」の研修のみ実施 (平成28年度))	—			
(独) 国立病 院機構	北海道医 療センタ ー	×	×	×	—	—			
	函館病院	×	△	△	【新規採用者】 対応要領や内閣府パンフレットの 説明	—			
(独) 地域医 療機能 推進機 構	北海道病 院	×	△	△	【新規採用者】 対応要領の説明	—			
	札幌北辰 病院	×	△	△	【新規採用者】 対応要領の説明	—			
(独) 住宅金 融支援 機構	北海道支 店	○	○	○	【新規採用者、新任監督者】 対応要 領の説明（本部実施）	—			
日本司 法支援 センタ ー	札幌地方 事務所 (法テラ ス札幌)	△	△	△	【新規採用者】 車椅子 の操作手順等の説明（本部実施）	「高齢の方・障害 のある方への接遇 マニュアル」（本 部作成）			
	釧路地方 事務所 (法テラ ス釧路)	△	△	△					

調査対象機関名		差別解消研修の実施状況				主な研修内容	差別解消対応マニュアルを活用した啓発の実施状況 (活用したマニュアル名・作成主体)
		実施の有無					
		○：新規採用者・新任監督者いずれも実施 △：新規採用者に対し実施 ×：未実施					
		平成 28 年度	29 年度	30 年度			
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	○	○	○	【新規採用者、新任監督者】 対応要領と同一内容である本部作成のコンプライアンスマニュアルに基づき、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の説明（本部実施）	「障害者対応マニュアル」（札幌支店作成）	
	小樽支店	○	○	○		—	
	室蘭支店	○	○	○		—	
日本年金機構	札幌西年金事務所	○	○	○	【新規採用者】 障害者への対応方法について説明（本部実施） 【新任監督者】 全職員が対象となる接遇研修（本部が作成する差別解消対応マニュアルの説明）を受講	「サービス推進の手引き「障害を理由とする差別解消の推進に関する対応」」（本部作成）	
	札幌北年金事務所	○	○	○			
	函館年金事務所	○	○	○			
	小樽年金事務所	○	○	○			
該当機関数の合計		新規採用者・新任監督者いずれも実施：9 機関 新規採用者のみ実施：5 機関 未実施：3 機関				8 機関	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象とした（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道障害者職業センター）、（株）日本政策金融公庫の3支店及び日本年金機構の4年金事務所においては、受講対象者がいなかった年度があるが、上部機関である本部等が該当する者を招集した別の研修において障害を理由とする差別の解消に関する内容の研修が実施されている場合には、受講機会が確保されているものとみなし、実施として整理した。

3 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表 2-(1)-⑥ 対応要領に基づく差別解消研修を実施していない理由

調査対象機関：(独) 労働者健康安全機構北海道中央労災病院
(独) 労働者健康安全機構においては、平成 28 年 3 月 30 日付で「独立行政法人労働者健康安全機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が制定されているが、同病院は、対応要領において差別解消研修を実施することとされているとの認識が不十分であった。
調査対象機関：(独) 労働者健康安全機構釧路労災病院
(独) 労働者健康安全機構においては、平成 28 年 3 月 30 日付で「独立行政法人労働者健康安全機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が制定されているが、同病院は、新規採用者に対する研修は、医療安全に関する内容など業務上の必要性がより高い科目の研修を優先しているため、時間的余裕がなく、また、新任監督者に対する研修は、本部が実施する研修にも該当する項目がなく、自ら実施する必要があるとの認識もなかった。
調査対象機関：(独) 国立病院機構北海道医療センター
(独) 国立病院機構においては、平成 29 年 3 月 15 日付で「独立行政法人国立病院機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」が制定されているが、同センターは、対応要領は承知しているものの、医療従事者として、医療現場において障害者を含む患者への配慮がなされるのは当然であるとの認識があり、改めて研修として実施する必要がないと認識していた。 なお、同センターは、これまで新規採用者に対する研修の実施を外部委託しており、障害を理由とする差別の解消に関する内容を実施する契約内容としていなかったが、今後は、仕様書等に明記し、実施することを検討している。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 差別解消対応マニュアルを出先機関が独自に作成し、職員に対し周知している例（1 機関 1 事例）

調査対象機関：(株) 日本政策金融公庫札幌支店

同支店は、平成 29 年 11 月に、接遇改善に向けた取組の一環として、「障害者対応マニュアル」を独自に作成し、全職員に周知しており、現在も全職員が閲覧可能な電子掲示板に掲載している。

当該マニュアルには、障害の特性やコミュニケーションにおける留意点、窓口において配慮すべき事項等が障害に応じて示されているほか、フロアごとに、車椅子で通過・利用が可能な移動経路や対応スペース、コミュニケーション支援のために配備している筆談ボードなどの備品の設置場所等も示されている。

同支店は、当該マニュアルの作成以降、実際に活用するような機会はなかったものの、必要な対応をあらかじめ職員に周知しておくことにより、実際に対応が必要になった場合に適切に対応することができるのではないかとしている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置状況及び相談受付方法（連絡先）に係る情報の提供状況

調査対象機関名		相談窓口の設置状況		相談窓口の相談受付方法（連絡先）に係る情報のホームページでの掲載状況（電話番号のみを掲載している場合は、その理由）
		対応要領に基づく相談窓口	左記以外の相談を受け付けることができる相談窓口名	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	所長	—	電話番号 ファクシミリ番号 電子メールのアドレス
	北海道中央労災病院	総務課長	地域医療連携室	電話番号 ファクシミリ番号 電子メールのアドレス
(独)労働者健康安全機構	釧路労災病院	総務課長	地域医療連携総合センター	電話番号 ファクシミリ番号
	北海道医療センター	病院事務部管理課長	地域医療連携室	電話番号 ファクシミリ番号
(独)国立病院機構	函館病院	病院事務部管理課長	相談支援室	電話番号 ファクシミリ番号 ホームページの入力フォーム
	北海道病院	総務企画課長	—	電話番号 ファクシミリ番号 電子メールのアドレス
(独)地域医療機能推進機構	札幌北辰病院	総務企画課長	—	電話番号 ファクシミリ番号 ホームページの入力フォーム
	北海道支店	(本部総務人事部人事グループ、本部CS推進部お客様コールセンター)		
日本司法支援センター	札幌地方事務所（法テラス札幌）	事務局長	—	電話番号 ホームページの入力フォーム
	釧路地方事務所（法テラス釧路）	事務局長	—	

調査対象機関名		相談窓口の設置状況		相談窓口の相談受付方法(連絡先)に係る情報のホームページでの掲載状況(電話番号のみを掲載している場合は、その理由)
		対応要領に基づく相談窓口	左記以外の相談を受け付けることができる相談窓口名	
(株)日本政策金融公庫	札幌支店	農林水産事業業務課	—	電話番号 (ホームページの掲載内容は上部機関が判断しているため)
	小樽支店	国民生活事業総括課	—	
	室蘭支店	国民生活事業総括課	—	
日本年金機構	札幌西年金事務所	副所長	上席副所長(サービスリーダー)	電話番号 ファクシミリ番号
	札幌北年金事務所	所長	お客様相談室長(サブサービスリーダー)	
	函館年金事務所	所長	副所長・各課室長(サブサービスリーダー)	
	小樽年金事務所	副所長	所長(サービスリーダー)	
該当機関数の合計		17 機関 (うち出先機関に設置 16 機関)	8 機関	電話番号のみ掲載：3 機関 電話番号以外の連絡先掲載：13 機関

(注) 1 当局の調査結果による。

2 対応要領に基づき設置された相談窓口に加えて、患者等からの悩みを幅広く扱う相談窓口や顧客サービスに関する相談窓口でも障害者やその家族等からの相談を受け付けることができる機関においては、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けた場合に、対応要領に基づき設置された相談窓口の責任者等と情報を共有し、対応については、原則として対応要領に基づき設置された相談窓口が引き継ぐこととしている。

3 (独)住宅金融支援機構においては、相談窓口を本部に集約している。なお、北海道支店は、障害者やその家族等から相談が寄せられた場合は、受け付け、本部の相談窓口と情報共有して対応するとしている。

4 日本年金機構の対応要領においては、障害を理由とする差別に関する相談窓口が「日本年金機構サービス改善規程(規程第9号)に定めるお客様の声責任者」と定められているため、表中の「対応要領に基づく相談窓口」欄は、これに該当する役職を記載した。

5 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表 2-(1)-⑨ 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組例（14 機関 23 事例）

【物理的環境への配慮に係る取組例（5 機関 9 事例）】

件名	調査対象機関名	事例内容
① 車椅子使用者専用の待機スペースの設置	（独）労働者健康安全機構（北海道中央労災病院）	<p>同病院は、車椅子を使用する患者は外来待合スペースの通路に待機せざるを得ず、他の患者等と接触するおそれなどもあったため、外来待合スペースの長椅子の配置を調整して通路幅を確保するとともに、車椅子使用者専用の待機スペースを設けている。これにより、車椅子使用者が通路を安全に通過することができ、また、安全に診察を待つことができるようにしている。</p>  <p style="text-align: center;">車椅子使用者専用待機スペース</p>
② 車椅子使用者専用の相談ブースの設置	日本年金機構（札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所）	<p>4 年金事務所は、車椅子使用者が円滑に通過することができるよう、出入口幅が広く、直進で通過することができる相談ブースを設けている。</p> <p>なお、出入口幅が広いことにより、相談時に他の来訪者等からブース内が見えてしまうおそれがあるため、当該相談ブースは、相談者のプライバシーに配慮し、来訪者向けスペースの一番奥に設けている。</p>  <p style="text-align: center;">（小樽年金事務所）</p>

件名	調査対象機関名	事例内容
③ 点字シールを作成し、庁舎案内板等に貼付	日本年金機構 (札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所)	<p>4年金事務所は、点字表示による案内を行うため、各出先機関単位で点字用のラベルプリンターを使用して点字シールを作成し、庁舎案内板や便所の扉、相談ブースの入口などに貼付している。</p>  <p>(小樽年金事務所での庁舎案内板の点字シール：点線囲み部分に貼付)</p>

【意思疎通への配慮に係る取組例 (12 機関 13 事例)】

件名	調査対象機関名	事例内容
① 筆談器具やコミュニケーションボードの配備	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 (北海道障害者職業センター)、(独)住宅金融支援機構 (北海道支店)、(株)日本政策金融公庫 (札幌支店)	<p>左記の3機関は、窓口又は相談室に筆談器具やコミュニケーションボードを配備している。</p>  <p>(北海道障害者職業センターの筆談器)</p> <p>(日本政策金融公庫札幌支店が配備している一般社団法人全国銀行業協会デザインのコミュニケーションボード)</p>

件名	調査対象機関名	事例内容
② 受付に「耳マーク」を掲示	(独) 地域医療機能推進機構 (北海道病院)	同病院は、外来受付の窓口に「耳マーク」を掲示することにより、聴覚障害者に対し筆談が可能であることを明示している。
③ 点字表示又は音声機能が付いたパンフレットやガイドブックを用意	日本司法支援センター (札幌地方事務所、釧路地方事務所)、日本年金機構 (札幌西年金事務所、札幌北年金事務所、函館年金事務所、小樽年金事務所)	<p>左記の 6 機関は、事務所内に点字翻訳した点字表示のガイドブック又はパンフレット、音声コード (注) 付きのパンフレットを用意している。</p>  <p>(札幌西年金事務所の点字翻訳版ガイドブック)</p> <p>(注) 紙媒体に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードのことであり、視覚障害者用活字文書読上げ装置を使って音声化する。</p>
④ 手話通訳の派遣依頼	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (北海道障害者職業センター)	同センターは、福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催する際、申込みの段階で配慮が必要な事項を申し出てもらい、手話通訳を必要とする聴覚障害の出席者がいる場合は、手話通訳の派遣を依頼している。
⑤ 診療申込書に配慮が必要な事項を記入する項目を設定	(独) 労働者健康安全機構 (釧路労災病院)	同病院は、配慮が必要な外来患者を把握することができるよう、外来患者が記入する「診療申込書」に「文字が書きづらい」、「耳が聞こえにくい」、「声が出づらい」といった項目設けている。
⑥ 配慮が必要な事項の情報共有	(独) 地域医療機能推進機構 (札幌北辰病院)	同病院は、電子カルテに特記事項として障害への配慮が必要であることを記録することができるようにし、記録後には、対応する職員が電子カルテを開いた際にポップアップ表示され、記録した情報を共有することができる仕組みとしている。

【ルール・慣行の柔軟な変更に係る取組例（1 機関 1 事例）】

件名	調査対象機関名	事例内容
自動受付機のうちの1台を「歩行困難な方優先」と位置付け	(独) 国立病院機構 (北海道医療センター)	<p>同病院は、受付が混雑する午前中は、歩行が困難な障害者等や患者などが受付待ちの列に長時間並ばずに済むよう、自動受付機のうちの1台を歩行困難な方優先と位置付けている。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑩ 合理的配慮を的確に行うための環境の整備に係る取組が不十分な例（6 機関
6 事例）

事例No.	72	項細目	2-(1)-イ
件名	職員を呼び出すためのインターホンの手前に、移動させることが困難な障害物が置かれているため、車椅子使用者等がインターホンを円滑に使用することができないもの		
調査対象機関名	日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）		
建物（建築年次）	民間ビル等入居（昭和 63 年）		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物出入口（正面玄関）手前には段差があるため、車椅子使用者等に対して南側玄関を利用するよう案内しているが、南側玄関の出入口の扉は、下枠が床面よりも高く、段差が生じており、車椅子使用者等にとって開閉が困難な外開き戸となっている上、開閉が難しいほど重い扉となっている。</p> <p>【職員による介助の取組】 南側玄関横に職員を呼び出すためのインターホンが設置されており、段差の通行や扉の開閉が困難となる車椅子使用者等から当該インターホンで介助の申出があった場合には、職員が介助を行うこととしている。</p> <p>【問題点】 当該インターホンの手前に、移動させることが困難な障害物（コンクリート製のぼり旗用の土台）が置かれているため、車椅子使用者等が当該インターホンを円滑に使用することができない状況となっている。</p>		
			
	(正面玄関手前柱に掲示されている案内図)	(南側玄関)	

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>扉下枠の段差(2 cm程度)</p> <p>(南側玄関扉の下枠の段差)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>インターホン</p> <p>(インターホンの手前に置かれているコンクリート製土台)</p> </div> </div>
<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>障害物(コンクリート製ののぼり旗用の土台)は自らが置いたものではないものの、これまで車椅子使用者等が来訪した場合に想定される移動経路の点検等を実施していなかったため、インターホンの使用に当たって障害になると認識していなかった。</p>
<p>備考</p>	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	73	項細目	2-(1)-イ
件名	職員を呼び出すためのインターホンが、公道と建物出入口との段差を解消するために設けられたすり付けの端の上方に設置されており、車椅子を停車することができるほどのスペースがないため、車椅子使用者がすり付けの端を踏み外してしまうおそれのあるもの		
調査対象機関名	(株) 日本政策金融公庫室蘭支店		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和41年)		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物2階の事務室への移動手段が階段のみとなっている。</p> <p>【職員による介助の取組】 1階の建物出入口(正面玄関)横の夜間出入口に職員を呼び出すためのインターホンを設置しており、階段の昇降が困難となる車椅子使用者等から当該インターホンで介助の申出があった場合には、職員が1階の会議室に案内することとしている。</p> <p>【問題点】 当該インターホンは、夜間出入口付近に設けられている公道との約8cmの段差を解消するためのすり付け(短いスロープ)の端の上方に設置されているが、車椅子使用者が車椅子を停車することができるほどのスペースがないため、当該インターホンを使用する場合にすり付けの端を踏み外してしまうおそれがある。</p> <p>なお、当該インターホンの上には、「営業時間は終了しました ご用の方はこのインターホンをご利用下さい」と夜間呼出し用の表示のみが掲載されているため、日中には使用することができないと誤解してしまうおそれがある。</p>		
	  		

調査 対象 機関 の見 解等	障害者差別解消法の施行に合わせ、本店からの指示に基づき、i) インターホンは車椅子使用者等が利用できる高さに設置されているか、ii) 故障等、利用に支障がないかについて点検を実施し、当該インターホンが正常に作動することを確認したが、設置場所については、インターホンを使用する場合に危険であると認識していなかった。
備考	

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	74	項細目	2-(1)-イ
件名	職員を呼び出すためのインターホンが、車椅子使用者等が斜面上で一旦停止してから手すり越しに操作しなければならない位置に設置されているため、車椅子使用者等の使用に配慮されていない上、故障しているもの		
調査対象機関名	日本年金機構函館年金事務所		
建物（建築年次）	自機関所有（昭和 55 年）		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物出入口（正面玄関）に至る経路には階段とスロープが設けられている。</p> <p>【職員による介助の取組】 スロープの下端付近には職員を呼び出すためのインターホンを設置しており、スロープの通行が困難となる車椅子使用者等から当該インターホンで介助の申出があった場合には、職員が介助を行うこととしている。</p> <p>【問題点】 当該インターホンは、車椅子使用者等が斜面上で一旦停止してから手すり越しに操作しなければならない位置に設置されているなど、車椅子使用者等の使用に配慮されていない。また、当局が現地確認をした際には、当該インターホンは故障しており、使用することができない状況になっていた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
調査対象機関の見解等	<p>インターホンの設置場所については、利用者等から苦情等がなかったため、車椅子使用者等が円滑に使用することができないと認識していなかった。</p> <p>また、事務所内の設備等については、本部からの指示に基づき、定期的に点検を実施しているが、当該インターホンは点検対象となっていないため、故障を把握していなかった。</p>		

備考	当局の調査後、函館年金事務所は、当該インターホンの電池を交換したものの依然として作動しなかったため、当面の間、職員玄関付近に設置しているインターホンをスロープ付近に移設して対応するとしている。
----	--

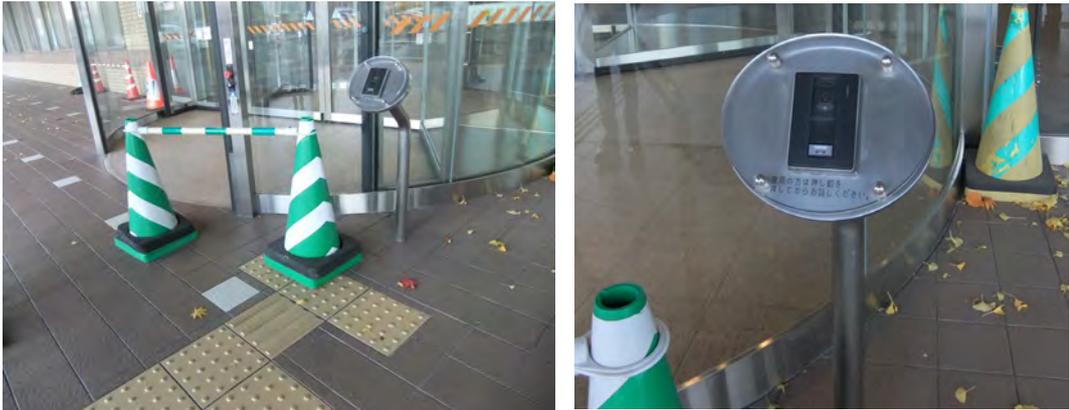
(注) 当局の調査結果による。

事例No.	75	項細目	2-(1)-イ
件名	職員を呼び出すためのインターホンが故障しているが、修理等が行われていないため、利用者が自ら携帯電話等で職員を呼び出さなければならないもの		
調査対象機関名	(独) 住宅金融支援機構北海道支店		
建物(建築年次)	自機関所有(昭和61年)		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物出入口(店舗玄関)の扉が、車椅子利用者等にとって開閉が困難な外開き戸となっている上、開閉が難しいほど重い扉となっている。</p>		
	<p>【職員による介助の取組】 玄関アプローチの柱に職員を呼び出すためのインターホンを設置しており、扉の開閉が困難となる利用者から当該インターホンで介助の申出があった場合には、職員が開閉を行うこととしている。</p> <p>その後、当該インターホンが故障して使用できなくなったため、扉の横に、事務室の電話番号を記載した貼紙を掲示している。</p> <p>【問題点】 当該インターホンは少なくとも平成28年度から故障したまま修理等が行われていない。</p> <p>また、事務室の電話番号を記載した貼紙を掲示しているものの、利用者は、職員を呼び出すためには、通話料を負担し、携帯電話等で事務室に電話しなければならない状況となっている。</p>		
			
	(玄関扉(開き戸))	(職員の呼出しを求める貼り紙)	



(玄関アプローチの柱に設置されている故障したままのインターホン設備)

<p>調査 対象 機関 の見 解等</p>	<p>玄関の開き戸が車椅子使用者等にとって扉の開閉が難しく、かつ重いことについては、認識している。</p> <p>障害者差別解消法の施行を契機として、平成 28 年度及び 29 年度に、障害者を含めた来店者の利便向上の観点から、独自に施設・設備の見直しを行い、事務室の電話番号を記載した貼紙も、この見直しにより掲示したものである。</p> <p>平成 29 年度に、新たなインターホンの設置を検討したものの、予算の制約により現在まで実現していない。</p>
<p>備考</p>	<p>(注) 当局の調査結果による。</p>

事例No.	76	項細目	2-(1)-イ
件名	視覚障害者等による使用を想定し設置した職員を呼び出すためのインターホンに点字表示がなく、視覚障害者がインターホンを認識することができないもの		
調査対象機関名	(独) 地域医療機能推進機構北海道病院		
建物(建築年次)	自機関所有(平成13年)		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物出入口(正面玄関)が、視覚障害者等にとって円滑に通行することができない回転扉となっている。</p> <p>【職員による介助の取組】 視覚障害者等であっても円滑に回転扉を通行することができるようにするため、正面玄関の横には、職員を呼び出すためのインターホンを設置しており、視覚障害者等からインターホンで介助の申出があった場合には、職員が介助を行うこととしている。</p> <p>【問題点】 当該インターホンには点字表示がないため、視覚障害者が、インターホンが設置されていることを認識することができない状態となっている。</p>		
			
調査対象機関の見解等	これまでに視覚障害者からインターホンを使用できないといった申出等がなく、インターホンにも点字表示が必要であることについては、認識していなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

事例No.	77	項細目	2-(1)-イ
件名	事務室内に設けられている相談室の出入口幅が約 70cm と狭く、車椅子使用者が円滑に通過することができないもの		
調査対象機関名	(株) 日本政策金融公庫小樽支店		
建物(建築年次)	自機関所有 (昭和 51 年)		
事例内容	<p>【施設・設備の現状】 建物出入口には 3 段の階段があり、敷地の制約からスロープは設けられていない。また、事務室内には、融資等の相談を受ける場合に利用者のプライバシーに配慮するため、個室の相談室が設けられている。</p> <p>【職員による介助の取組】 建物出入口の横には、職員を呼び出すためのインターホンを設置し、階段の昇降が困難となる車椅子使用者等から当該インターホンで介助の申出があった場合には、職員が介助を行い、事務室まで誘導することとしている。</p> <p>【問題点】 融資等の相談を受ける場合に案内することとなる相談室の出入口幅が約 70cm と狭く、車椅子使用者が円滑に通過することができない状況となっている。</p>		
			
調査対象機関の見解等	障害者差別解消法の施行に合わせ、本店からの指示に基づき、建物出入口から事務室内の窓口までの経路について車椅子使用者等の来店を想定した幅や段差の有無などの点検を実施し、建物出入口の段差（階段）については携帯用スロープを用意して職員が介助することを決めていた。しかし、相談室の出入口幅が車椅子使用者にとって円滑に通過することができないものであることについては、点検の項目にもなく、気が付いていなかった。		
備考			

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-① 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号) <抜粋>

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1 から 4 までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。(略)

3 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、移動等円滑化基準への適合状況、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所や駐車施設の有無、旅客施設における路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送することで、図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと、必要に応じて施設外からも見やすく表示すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

なお、各施設及び設備等に関する情報は、施設設置管理者が個別に提供するにとどまらず、一元化することにより、より利用しやすい形で提供できることから、必要に応じて施設設置管理者間で適切に連携し、共同して提供することが望ましい。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-② ホームページにおける施設・設備のバリアフリー情報の提供状況

調査対象機関名		ホームページにおけるバリアフリー情報の提供状況		
		提供の有無	提供の場合、提供内容	バリアフリー情報を提供していない理由
		○：提供 ×：未提供	○：建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無 △：建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備に限る。	
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	×	—	来訪者は事前に予約する機会が多く、予約時に配慮してほしいことを確認しているが、バリアフリー情報の提供が望ましいとされていることを知らなかった。
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院	×	—	バリアフリー情報の提供が望ましいとされていることを知らなかった。
	釧路労災病院	○	○	—
(独) 国立病院機構	北海道医療センター	○	○	—
	函館病院	○	○	—
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院	○	○	—
	札幌北辰病院	○	○	—
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店	×	—	障害者等の来所が少ない上、これまで要望等もなく、検討していなかった。
日本司法支援センター	札幌地方事務所 (法テラス札幌)	○	△	—
	釧路地方事務所 (法テラス釧路)	○	△	—
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	×	—	情報提供の要望がなかった。
	小樽支店	×	—	
	室蘭支店	×	—	
日本年金機構	札幌西年金事務所	×	—	ホームページの編集を本部が行っており、本部がバリアフリー情報を掲載すると判断していなかった。
	札幌北年金事務所	×	—	
	函館年金事務所	×	—	
	小樽年金事務所	×	—	
該当機関数の合計		提供：7機関 未提供：10機関	適合している施設・設備の有無を情報提供：5機関 適合している施設・設備に限って情報提供：2機関	

(注) 1 当局の調査結果による。
2 各欄において、「—」は、該当なしを示す。

図表 2-(2)-③ 施設・設備の現況について、不正確なバリアフリー情報を提供している例（2
機関 2 事例）

<p>調査対象機関：（独）地域医療機能推進機構札幌北辰病院</p> <p>同病院は、ホームページにおいて、バリアフリー情報として建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無を掲載している。</p> <p>しかし、オストメイト対応の設備を設けた便房や車椅子使用者が円滑に利用できるエレベーターについては、バリアフリー情報として未設置である旨を掲載しており、設備の現況に対し誤った情報を掲載している。</p> <p>同病院は、その理由について、掲載内容の点検や更新を実施していなかったため、こうした状況を把握していなかったとしている。</p> <p>なお、同病院は、当局の調査を契機として、オストメイト対応の設備を設けた便房や車椅子使用者が円滑に利用できるエレベーターが設けられている旨を掲載した。</p>
<p>調査対象機関：日本司法支援センター札幌地方事務所（法テラス札幌）</p> <p>法テラス札幌は、ホームページにおいて、バリアフリー情報として建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の情報を掲載しており、建物及び事務所の出入口に段差がない旨の情報のほか、入居する民間ビル等の同一フロア内に設けられている車椅子使用者用便房についても掲載している。</p> <p>しかし、当該車椅子使用者用便房内にオストメイト対応の設備が設けられている旨を掲載しておらず、設備の現況を反映した正確な情報となっていない。</p> <p>なお、法テラス札幌は、当局の調査を契機として、ホームページにおいて当該車椅子使用者用便房内にオストメイト対応の設備が設けられている旨を掲載した。</p>

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-④ バリアフリー情報の提供内容が利用者の誤解を招く掲載内容となっている例
(2 機関 2 事例)

調査対象機関：(独) 国立病院機構北海道医療センター			
同 函館病院			
北海道医療センター及び函館病院は、ホームページにおいて、同じ表形式でバリアフリー情報の一覧を掲載しており、建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無について、ある場合は「○」、ない場合は「-」を表示しているとともに、その右に、施設・設備ごとの説明欄を設けている。			
しかし、i) 北海道医療センターは、道等から病院内に案内するための音声誘導装置や音声案内設備は未設置のため「-」と掲載する一方、説明欄には「音声誘導装置や音声案内装置があります。」と掲載しており、ii) 函館病院は、オストメイト対応の設備を設けた便房は未設置であるため「-」と掲載する一方、説明欄には「オストメイト対応トイレがある」と掲載しており、建築物移動等円滑化基準に適合している施設・設備の有無が分かりづらく、利用者にとって誤解を招く掲載内容となっている。			
(北海道医療センターのバリアフリー情報<抜粋>)			
分類	項目	設置あり →○ 設置なし →-	説明
誘導案内	視覚障害者誘導用ブロック	○	敷地内通路や建物内部に視覚障害者誘導用ブロックがあります。
	音声誘導・音声案内	-	音声誘導装置や音声案内装置があります。
	点字案内板	-	点字による触知案内板があります。
(函館病院のバリアフリー情報<抜粋>)			
平成27年11月1日現在			
分類	項目	設置あり → ○ 設置なし → -	説明
トイレ	車椅子利用者利用トイレ	○	障害者対応トイレ(車いすで利用できるトイレ)がある
	オストメイト対応トイレ	-	オストメイト対応トイレがある

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-① 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2～4 （略）

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（注） 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-② 「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」(平成 25 年 6 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部) <抜粋>

はじめに

身体障害者補助犬法(以下「補助犬法」という。)は、良質な身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)の育成やこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、持って身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とした法律です。(中略)

この法律が 2002 年(平成 14 年)に施行され、10 年が過ぎました。法律の目的である社会参加の促進にはまだまだ不十分であるとの声もあり、補助犬を使用する障害者(以下「補助犬ユーザー」という。)が利用しようと公共施設や店舗などで補助犬の同伴を断られる事例が多く見受けられるとの声も聞かれるところです。

特に、障害者にとって生活上切っても切り離せない医療機関において補助犬を円滑に利用することができることは、安定的な生活を営む上で欠かすことができない課題の一つです。(中略)

II 補助犬を受け入れるための体制づくり

- ・ 各医療機関(以下「病院」とし、診療所も含む。以下同じ)では、補助犬ユーザーと補助犬の受け入れを円滑にするために、各医療機関の実情に応じ、その体制づくりに取り組んでいただければと思います。
- ・ ただし、体制づくりが出来ていないからといって、補助犬の受け入れを拒否できる訳ではありません。
- ・ 体制づくりの第一歩として、病院内に受け入れ委員会などの設置や担当者の明確化を図ることが考えられます。
- ・ また、体制づくりを進めるに当たって検討していただきたい事項として、①受け入れ方針に係る従事者間の意思統一、②受け入れの範囲や方法、③その他必要な留意事項、などが考えられます。

(1) 受け入れ方針の明確化

個々の病院で受け入れ方針を決定する際には、下記の点について明確化していただきたいと思います。例えば、

- 補助犬ユーザーである患者も、その他の患者と同様に診察・検査を受けることができること。
- 補助犬ユーザーにも、安心して診察・検査を受けていただけるよう、病院の方針を説明すること。
- 突然補助犬が院内にいることで補助犬ユーザー以外の患者等に不安を与えないため、予め補助犬ユーザーの受け入れに関する方針を院内に明示し、安心して診察・検査を受けられるようにすること。
- 院内で統一した対応を図るため、受け入れ方針を職員に周知すること。

など、補助犬の受け入れに関する病院の姿勢を明確にいただければと思います。

(2) 受け入れの範囲や方法(Ⅳの項を参照)

病院内での受け入れ範囲については、原則その他の患者と同様に対応していただき

たいと思います。そのために、次のような点について病院内で検討し、理解を共有していただきたいと思います。

- 補助犬は待合室でどのように待っていたらよいのか。
 - 補助犬は診察室や検査室でどのように待機していたらよいのか。
 - 病院内でどの職員に聞いても補助犬ユーザーと補助犬に適切な対応ができるようにしているか、また、各セクションの担当者は、補助犬の受け入れについて他の患者にも説明できるようきちんと理解しているか。
 - 補助犬が部屋に入ることができない場合、どこに待機したらよいのか。
 - 補助犬の排泄場所はどこか。
- など、多岐にわたる内容が考えられます。(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-③ 厚生労働省が示している啓発ステッカー・啓発ポスターの例

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す | 報道・広報 | 施設について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等

ホーム / 啓発について / 啓発の広がり / 啓発の推進 / 身体障害者補助犬の受け入れについて

身体障害者補助犬の受け入れについて

1 補助犬同伴を受け入れるために(事業者へのアドバイス)

(1)ふたつのペットとの区別

盲導犬や白または黄色のハーネス(頸輪)が目印で、介助犬・聴導犬は頸帯などに表示をつけています。また、使用者本人には認定証(盲導犬の場合は使用記録)の携帯が義務づけられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性能を証明する(盲導犬補助犬聴導犬管理申請)などの義務認定証を携帯しています。これらの表示等を行うことなく、犬同伴のお客が補助犬と判別して施設などの利用を拒否しても、規定の表示をしていない場合は事業者側へ受け入れの義務はありません。補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に認定証を撮影されたらまずいと思われがちですが、補助犬の同伴に対して差別にはあたりません。

(2)啓発の方法

お客様に直接に説明することも重要ですが、施設内にステッカーやポスターなどを掲示することは、効果的に大変有効です。

【啓発ステッカーの一例】

●厚生労働省 ●全国盲導犬協会 ●愛知県



【啓発ポスターの一例】



【啓発ポスターの一例】



「わたしたちは パートナー」
障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。
受け入れに、ご理解をお願いいたします。

盲導犬
介助犬
聴導犬

「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

1 相模原市の設置
2 民間企業での受け入れの義務化

からだの自由を人たちが、ほじょ犬といっしょに
当たりまえに暮らせる社会をつくらせよう。

厚生労働省

(注) 厚生労働省のホームページによる。

図表 2-(3)-④ 補助犬の受入れに係る取組の実施状況（医療機関を除く 11 機関）

調査対象機関名		対応要領又は差別解消対応マニュアルでの補助犬の受入れについての記載状況	啓発ステッカー等の掲示状況（掲示場所）	受入れに係る取組の実施状況（未実施の場合は、その理由）
		○：記載 －：未記載	○：掲示 ×：未掲示	
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	北海道障害者職業センター	○ (対応要領)	○ (受付窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 対応要領に補助犬の受入れについて記載があることを踏まえ、啓発ステッカーを掲示している。 盲導犬を同伴する視覚障害者が来訪した際には、来訪予約の段階で玄関までの出迎えの要否等を確認し、来訪当日に関係職員に対し、補助犬同伴者の来訪がある旨を周知している。
(独) 住宅金融支援機構	北海道支店	－	×	(未実施の場合の理由) これまで受入れ実績がなく、受入れに関する要望等もない。
日本司法支援センター	札幌地方事務所（法テラス札幌）	－	×	(未実施の場合の理由) 受入れを想定していなかった。
	釧路地方事務所（法テラス釧路）		×	
(株) 日本政策金融公庫	札幌支店	－	×	(未実施の場合の理由) これまで受入れ実績がない。
	小樽支店		×	
	室蘭支店		×	
日本年金機構	札幌西年金事務所	○ (本部作成の差別解消対応マニュアル)	○ (出入口)	本部からの指示により、啓発ステッカーを掲示している。
	札幌北年金事務所		○ (出入口)	
	函館年金事務所		○ (出入口)	
	小樽年金事務所		○ (出入口)	
該当機関数の合計		記載：5機関 (2法人) 未記載：6機関 (3法人)	掲示：5機関 (2法人) 未掲示：6機関 (3法人)	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の 11 機関のうち、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（北海道障害者職業センター）は、補助犬受入れ実績があり、他の 10 機関は受入れ実績はないとしている。

3 いずれの機関も、来訪者が一般的に立ち入ることができるスペースについて、補助犬の受入れに支障がないとしている。

図表 2-(3)-⑤ 補助犬の受入れに係る取組の実施状況（医療機関である 6 機関）

調査対象機関名		啓発ステッカー等の掲示状況（掲示場所）	受入れに関する認識等	受入れ時の対応方法
		○：掲示 ×：未掲示		
(独) 労働者健康安全機構	北海道中央労災病院	×	<ul style="list-style-type: none"> これまで補助犬を受け入れる機会がなく、医療機関向け補助犬受入れ手引きも承知していなかったため、受入れ体制を検討したことがなかったが、今後検討したい。 受入れについての職員への周知など、院内の体制を整備してからでなければ、啓発ステッカー等を掲示することは難しい。 	—
	釧路労災病院	×	<ul style="list-style-type: none"> 病院内には、免疫が低下している、アレルギーを持つなど様々な症状の患者がいることなどから、患者への影響を懸念して、補助犬の受入れを想定した取組を実施しておらず、来訪があった場合の対応も定まっていない。 受入れ体制を検討するとしても、本部から何も示されておらず、何を参考にすればよいのか分からない。 職員に対し受入れを周知してからでなければ、啓発ステッカー等を掲示することは難しい。 	—
(独) 国立病院機構	北海道医療センター	○ (出入口)	<ul style="list-style-type: none"> 補助犬を同伴する身体障害者からの補助犬受入れに係る申出があれば、必要な対応を取ることは可能と考えており、これまでの受入れ実績を踏まえ、啓発ステッカーを掲示している。 	補助犬を同伴する患者からの予約時の申出を踏まえ、受診当日の案内方法をあらかじめ決めておき、当日は、職員が周囲の患者等に補助犬であることの説明や触らないように注意するなどして対応した。
	函館病院	×	<ul style="list-style-type: none"> 特に受入れを拒むものではなく、同伴があれば、手術室等の衛生上の問題が生じる区域を除き、補助犬の受入れが可能と考えている。 啓発ステッカー等の掲示については、必要性を認識しておらず、これまで検討していなかった。 	—
(独) 地域医療機能推進機構	北海道病院	○ (待合スペース)	<ul style="list-style-type: none"> 手術室等の衛生上の問題が生じるような区域以外の診察室等には同伴することができるよう運用している。 補助犬を同伴する身体障害者以外の来訪者の理解を得ることを重視し、従来から外来患者の待合スペースに啓発ポスターを掲示している。 	出産前の育児教室に盲導犬を同伴する視覚障害者から参加の申出があり、受付で盲導犬を預かり、育児教室中は職員が介助を行うなど対応した。

調査対象機関名		啓発ステッカー等の掲示状況（掲示場所）	受入れに関する認識等	受入れ時の対応方法
		○：掲示 ×：未掲示		
(独) 地域医療機能推進機構	札幌北 辰病院	○ (出入口)	・ 補助犬の受入れは可能であり、これまでの受入れ実績を踏まえ、啓発ステッカーを掲示している。	盲導犬を同伴する見舞客の来訪時に、受付担当から管理部門に対して受入れの可否を問い合わせ、管理部門から問題ない旨の回答があり、受け入れた。
該当機関数の合計		掲示：3機関 未掲示：3機関		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 6機関が属する3法人の対応要領又は差別解消対応マニュアルにおいては、補助犬の受入れについて明記されていない。

3 「受入れ時の対応方法」欄において、「－」は、補助犬の受入れ実績がないため、該当なしを示す。